

第3期鮭川村子ども・子育て支援計画

(案)

令和7年1月 策定

山形県鮭川村

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1. 基本理念	3
2. 基本的視点	3
3. 基本目標	4
4. 施策体系	5
第3章 施策の展開	6
1. 家庭の「共育力」の向上	6
(1) 家族が協力し合い、子育てに喜びを感じられる環境づくり	6
(2) 親と子が心身ともに健やかに育つ環境づくり	7
(3) 子育てしながら働きやすい環境づくり	10
2. 地域の「協育力」の向上	18
(1) 子育てを地域社会全体で理解し支え合う環境づくり	18
(2) 子育てしやすい安全・安心な生活環境づくり	19
(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境づくり	20
(4) 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	22
第4章 計画の推進	24
1. 計画の推進体制	24
2. 計画の進捗管理	24
3. 子ども・子育て会議	24
(参考資料)	
1 ニーズ調査結果からうかがえる鮭川村の状況	25
2 第2期鮭川村子ども・子育て支援計画の評価	36
3 鮭川村の子ども・子育てを取り巻く現状(統計資料等)	41

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

鮭川村では、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づき、平成27年4月から令和2年3月を第1期とした「鮭川村子ども・子育て支援計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。第1期計画では、子育て家庭に対し、質の高い保育、学校教育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、保健・医療支援、福祉支援、教育支援、定住促進支援と一貫したきめ細かい支援により、子育てにおいて安全・安心な村づくりを計画的に実施してきました。また、令和2年4月から令和7年3月までの「第2期計画」においても、第1期計画の内容を継続して実施してきました。

しかし、この間も少子化・人口減少は急速に進行しており、国の子育て政策の考え方は大きく変わってきています。国は令和2年5月、令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めるため「第4次少子化社会対策大綱」を策定し、結婚、出産、子育てに希望を見出せる支援を進めてきました。令和5年4月の「こども家庭庁」設置を経て、同年12月には、若者・子育て世代の所得向上に今後3年間集中して取り組み、少子化の流れに歯止めをかけるための「こども未来戦略」を決定しました。

また、保育所の待機児童の解消に関して、令和2年12月に「新子育て安心プラン」を策定し、保育の受け皿整備を進め、一定の解消を図っています。

このような社会情勢の変化や、本村の子どもや子育てを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、関連する諸制度の施策と連携しながら、「第3期鮭川村子ども・子育て支援計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画」として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、「多世代と自然が織りなす“うるわしの里”さけがわ」を村の将来像に掲げた、「第3次鮭川村総合発展計画」を始め、「第3次鮭川村教育振興計画」などの関連する個別計画と調和を図りながら策定します。

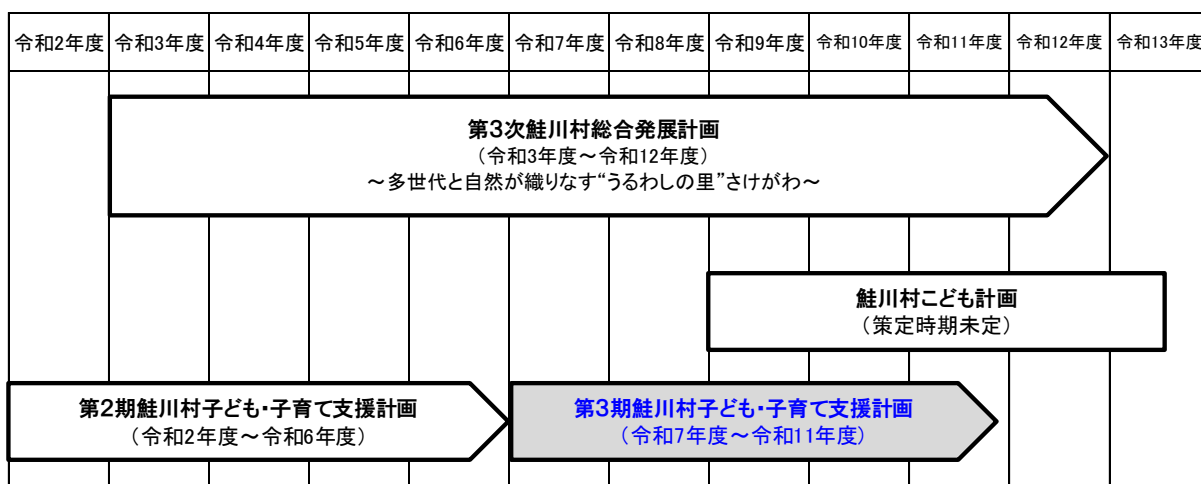
そして、本計画は、本村の地域の実情に即した子育て支援を総合的かつ具体的に推進するための指針として位置づけるものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法の定めにより、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

なお、期間中においては、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」の策定を並行して進めます。国が策定したこども大綱（令和5年12月2日付けこ総政第280号通知）及び、現在山形県で策定を進めている「都道府県こども計画」の内容を勘案したうえで、本計画と統合して策定するものとします。

【計画期間】



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

心豊かに育てよう みんなではぐくむ 未来のさけっ子たち

2. 基本的視点

国の基本的な指針では、「子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと」としています。

この指針を踏まえ、本村では未来を担う子どもたちを、保護者、家族だけでなく、地域社会全体“みんなではぐくむ”という基本理念のもと、次の視点に立って子育て支援に取り組んでいきます。

① 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては家族が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを進めます。

② 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

③ サービスの利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る村民のニーズが多様化しているため、村民の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

④ 社会全体による支援の視点

国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して、様々な担い手の協働のもと対策を進めます。

⑤ 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要なため、社会全体の運動として進めていきます。

⑥ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

結婚や子育てに関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児・就学・就労の切れ目ない支援の視点に立った取り組みを進めます。

⑦ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った

取り組みを進めます。

⑧ **地域における社会資産の効果的な活用の視点**

地域において活動を行うNPO、子ども会等、自治会を始めとする地域活動団体などと連携し、これらの社会資源を十分かつ効果的に活用した取り組みを進めます。

⑨ **サービスの質の視点**

サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

⑩ **若者の定住と結婚支援の視点**

若者の住みやすい環境の整備と結婚しやすい環境の整備を進めます。

3. 基本目標

基本理念及び基本的視点から基本目標を以下のとおり設定します。

➤ **基本目標1 家庭の「共育力」の向上**

「共育」とは、家庭において協力して共に子育てをすることです。村が目指すべき理想を実現するためには、子育てに第一義的に責任を持つ家庭自らが主体的に子育てをする力を養い、高めていくことが重要です。

村の未来を担う子どもの幸せを第一に考え、子育てをしているすべての家庭が安心して生活できるよう、地域の様々なニーズを捉え、切れ目のないきめ細やかな子育て支援の充実、仕事と生活を両立できる環境づくりを進めます。さらに、親と子が心身ともに健やかに成長できる環境の充実を図ります。

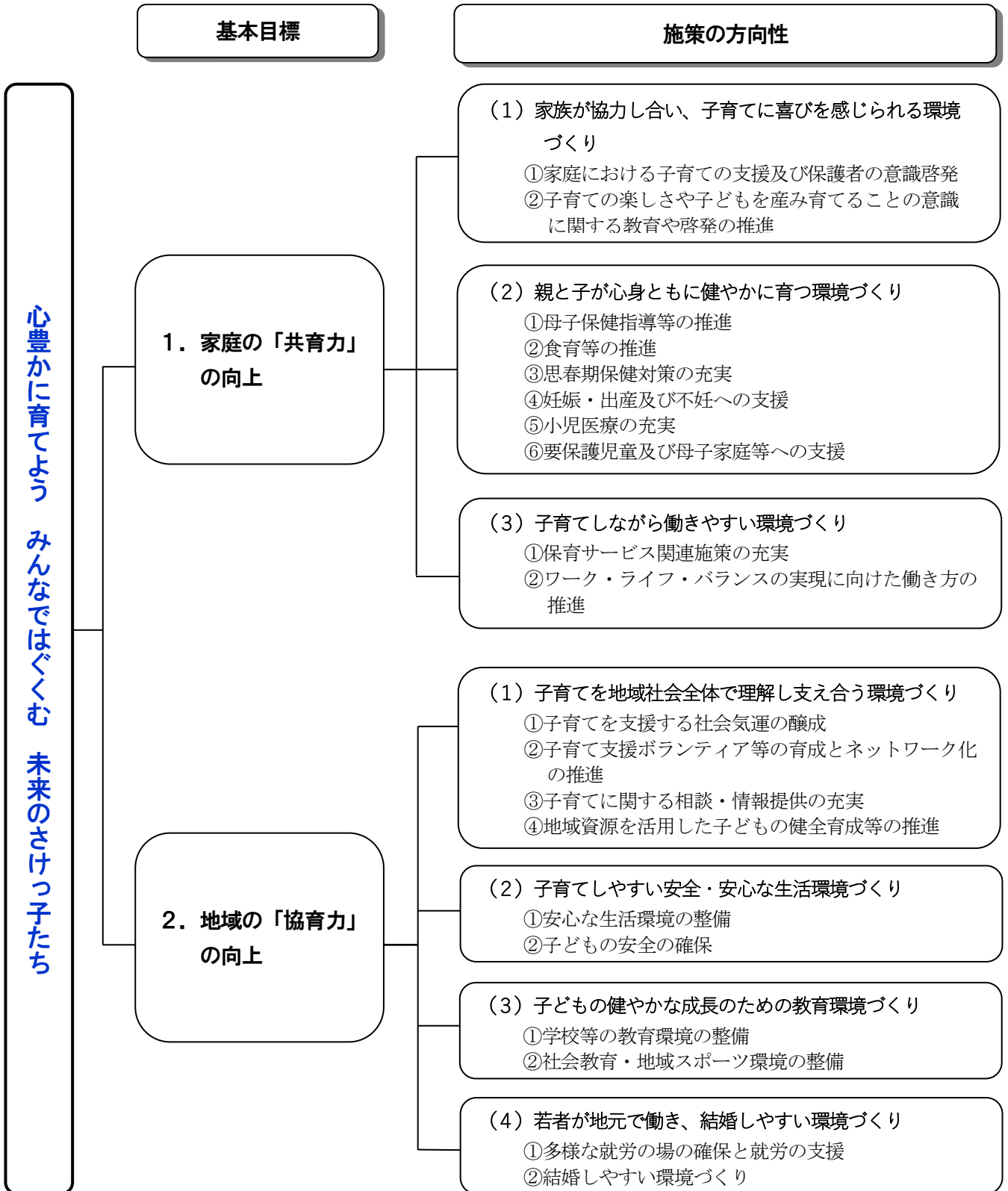
➤ **基本目標2 地域の「協育力」の向上**

「協育」とは、地域において地域の子どもと家庭を地域住民で支えあい、協力して育てていくことです。また、子どもを育てることには、親や地域の大人も子どもと一緒に育っていくという側面もあります。

子どもを安心して産み、育てることができる環境は、若者世代にとって暮らしやすさの判断基準であり、将来の定住を選択する大きな要因となります。村のすべての家庭の子育てを地域全体で支えていくために、村民の意識高揚を図るとともに、子どもから高齢者まで誰にもやさしい生活環境づくり、子どもの健全育成のための教育環境づくりを進めていきます。

4. 施策体系

基本理念、基本的視点、基本目標から、目標実現に向けた施策の方向性を導き出し、計画の体系を以下のとおりとします。



第3章 施策の展開

1. 家庭の「共育力」の向上

(1) 家族が協力し合い、子育てに喜びを感じられる環境づくり

① 家庭における子育ての支援及び保護者の意識啓発

近年、我が国では女性の社会進出が進み、子育て家庭の共働きが増加しています。

本村でも子育て家庭の共働きが多くなっており、ニーズ調査結果から就労状況をみると、就学前児童の母親、小学校児童の母親ともに約9割が就労中となっています。

主に子育てを行っている人の状況は、「父母ともに」の割合が就学前児童保護者で84%、小学校児童保護者で71%と5年前の調査より高くなっています。母親だけへの育児の依存度は減少し、男性の育児参加が一層増加し、男女の固定的役割分担意識はほぼなくなっている状況がうかがえます。家庭生活は、家族が互いに協力して営むものであり、家事や育児の役割を分担し、仕事との調和を図っていく必要があります。

また、家庭教育は、子どもの教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自制心などを育むうえで非常に重要です。しかし、家庭内では子どもにメディアやゲームなどを与えて時間を過ごさせる実態があります。家庭で親子が会話することの必要性や、子どもの発育、成長のために重要となる関わり方についての意識啓発が必要です。親が子どもの個性を重視しながら自信を持って子どもを教育できるよう、家庭教育の重要性や親の役割などについて学習、相談する機会を提供していきます。

本村では子育て家庭と近隣住民などとの関係が希薄化し、地域住民が子育てに関わる機会が減少してきています。子どもを地域社会全体で育む観点から、子育て家庭・地域・学校が連携し、地域全体で子育てに取り組む仕組みづくりが重要です。地域全体で子どもを育てていくという認識のもと、世代間交流事業等の充実を図っていくとともに、子育て支援に関する情報の発信を広く行っていきます。

○基本的な生活習慣、倫理観、自立心等を育むための家庭教育について、保護者が学ぶ機会や情報の提供、相談等の充実を図るため、家庭教育支援総合推進事業を実施していきます。

○保護者に対して、子育てに関する講演会を開催していきます。

○ファミリーデー（メディアの使用をセーブし、家族で団らんや読書を楽しむ日）を推進していきます。

○世代間の交流を図り、価値観等の違いを各世代が理解するための学習機会とするなど世代間の交流事業を実施していきます。

② 子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意識に関する教育や啓発の推進

我が国では、少子化・核家族化の進展とともに、身近なところに赤ちゃんが少なくなったため、子どもと遊んだり世話をしたりするなどのふれあう機会がないまま、親になる世代が増え

ています。乳幼児とふれあう機会の減少は、遊び方などの体験不足につながり、子どもを持ったときの養育力に影響を与えることが懸念されます。

子どもに、家庭を持つことの意義や子育て等に関する学習機会を提供するとともに、子育ての喜びを享受できる環境づくりを進めていきます。

○小中学生が保育所の乳幼児とふれあうことにより、子どもに関して考える機会を設けるため乳幼児との交流事業を実施していきます。

○子育てに関する不安感を払拭し、子育ての喜びを享受できる環境づくりを進めるために、各種子育て支援策の啓発・PRを図っていきます。

(2) 親と子が心身ともに健やかに育つ環境づくり

① 母子保健指導等の推進

母子、乳幼児等の健康の確保及び推進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

計画策定にあたっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえて、地域に根ざした住民活動との連携が必要です。本村では、子どもの健やかな成長を支援するために「第2次健康プランさきがわ21」に基づき、各種母子保健事業の充実を図っています。さらに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、子育て世代包括支援センターを設置し、乳幼児をはじめ、新生児訪問、各種相談を行っています。出産・育児に関する正しい知識の普及や相談・指導を充実させ、育児に対する不安や悩みなどの解消に継続して努めていきます。また、今後は子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めます。具体的には、保健師等が中心となって行う相談等の母子保健機能と、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等の児童福祉機能を一体的に行っていきます。

○全新生児を対象とし新生児訪問を実施していきます。

○3～4ヵ月健診前のお子さんを対象とした赤ちゃんとのふれあい事業(ひよこサロン)、7～8ヵ月児を対象とした絵本の読み聞かせ(ブックスタート事業)を実施していきます。

○発育にあわせた乳幼児健診を実施していきます。

② 食育等の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている状況もあり、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。

このことから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めていくとともに、参加しやすい事業開催を進めていきます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、妊娠前から適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習についても進めていきます。

- 妊婦の食生活指導（母子手帳交付）を実施していきます。
- 乳幼児健診において乳幼児の食生活指導を実施していきます。
- 小中学校において毎日の給食指導による食に関する正しい知識の習得や、「食育月間」「こころを育む給食週間」の実施、食生活改善推進協議会協力のもと食育事業（さけまるくん栄養教室）を実施していきます。

③ 思春期保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成とあわせて、性や性感染予防に関する正しい知識の普及を図る必要があります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要があります。

さらに、10代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策の充実が必要であるとの認識のもと、10代の自殺防止のため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や、自殺の兆候の早期発見等に取り組むことや、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実が必要です。

本村では、学校の保健の授業において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止の教育指導、性の問題や男女交際、生命の尊厳等の教育指導を進めていきます。

④ 妊娠・出産及び不妊への支援

女性にとって、妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、出産や出産後の子育てに対する不安や悩みが生じやすいものです。

このため、妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識が得られるような支援や、不妊で悩み不妊治療を行っている夫婦に対し精神的・経済的な支援を検討するとともに、参加しやすい事業を実施していきます。

- 妊娠・出産に関する相談指導や知識の普及のため、保健師による妊婦家庭訪問を実施していきます。
- 周産期医療を適切に提供するため、医療施設との連携を図るとともに広く周知していきます。
- 不妊治療に対する情報提供や経済的支援を実施していきます。

⑤ 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努める必要があります。

特に、小児救急医療については、県や近隣の市町村、関係機関との連携のもとに、積極的に取り組むことが必要です。

本村では、医療費助成を継続し、小児医療体制の確保と情報提供などにより充実を図っていきます。

- 小児慢性特定疾患の医療費の公費負担や高校生世代までの医療費無料化を継続して実施していきます。

○夜間休日診療所（山形県新庄病医院地域救命救急センター内）及び山形県救急電話相談事業等について広く周知していきます。

⑥ 要保護児童及び母子家庭等への支援

ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれる事例も多く、将来において深刻な社会問題へと拡大する恐れもあります。

子どもの虐待を防止するため、保護者の不安や悩みなどのストレスを早期に軽減するための取り組みを推進するとともに、地域社会全体で虐待の早期発見、対応ができる体制を構築していきます。また、虐待後の保護者と子どもが望ましい親子関係を構築することができるよう関係機関などと連携し、支援していきます。

○要保護児童対策地域協議会において、虐待発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援にいたる総合的な対策を推進していきます。

○経済的な理由により就学が困難な児童生徒へ、学用品費等の必要な援助を行う要保護・準要保護児童生徒援助事業を実施していきます。

○民生児童委員、教育・保育実施機関の協力により、要保護児童・生徒の把握、健全育成と虐待防止に向けた啓発活動を実施していきます。

イ 障がい児施策の充実

我が国では、ノーマライゼーションの理念に基づいて、障がいのある人が、障がいのない人とともに地域社会のなかでいきいきと自己実現を図ることができる「共生社会」を築くことが求められています。

しかし、地域社会のなかで障がいや障がい児への正しい理解は、まだまだ進んでいないのが現状です。障がい児が地域社会の中で生活し、充実した人生を送れるよう、地域社会において正しい知識を深める取り組みを進めていきます。

○教育支援委員会において、障がいの早期発見、家庭への支援対応を図るとともに、該当児童・生徒の状況から適正就学を進めていきます。

○特別支援員の配置による、日常生活の動作介助及び学習支援を行い、障がいに応じた児童生徒の適切な教育を実施していきます。

○地域社会における正しい知識と相互理解を深めるため、啓発活動を行っていきます。

ウ ひとり親家庭等の自立支援の推進

近年、「ひとり親家庭」への支援の充実が必要となっています。特に、母子家庭の場合、就業面や経済面で不利な状況におかれるケースが多く、経済的・精神的に不安定となるケースが多くあります。

このような中、ひとり親家庭が安心して生活できるよう経済的な支援だけでなく、情報提供や相談など自立に向けた様々なサービスを充実することが求められています。

ひとり親家庭が、地域で安心して暮らせるよう、情報提供・相談体制を強化するとともに、ひとり親家庭をあたたく見守る地域づくりを進めていきます。

(3) 子育てしながら働きやすい環境づくり

① 保育サービス関連施策の充実

近年、核家族化が進み、子育てに対する不安や負担感が強まっています。家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、子育て家庭の支援のための保育サービスの充実が求められています。

本村の認可保育所については、延長保育、一時保育など多様な保育サービスの提供を継続してきましたが、とくに0, 1歳児の保育のニーズが増加し、当該年齢の定員が満員となる状態が続いています。加えて施設の老朽化などの事情もあるため、保育所の新設整備事業に着手しました。住民向けワークショップでの意見や、現場の職員からのニーズを踏まえ、新たな保育所の設計を進めていきます。他にも、個別な支援が必要な子どもに対応できる職員配置を検討していきます。

また、学校が終わった放課後、友達などと一緒に児童が安心して過ごすことのできる場所として鮭川村学童クラブを継続して実施していくとともに、「放課後子ども総合プランに基づく鮭川村行動計画」に基づき学童クラブと子ども教室の一体型として運用していきます。

次代を担う人材の育成や、小学校教育へのスムーズな移行につなげるには、早い段階から教育にふれることが不可欠であり、幼児教育への取り組みも必要です。ニーズ調査結果においても、平日の教育・保育事業として定期的に利用したいと考えている事業では、就学前児童保護者では、「認可保育所」が56.4%、「認定こども園」13.7%、「幼稚園」9.4%となっており、教育の実施を希望する割合も増加していることから、保育内における幼児教育の充実を検討していきます。

あわせて、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育に関する子ども・子育て支援事業（参考1）については、教育・保育事業に関して、ニーズ調査に基づく事業の必要量（見込み量）が確保されるよう取り組んでいきます。

○急病等家庭の事情で一時的な保育が必要となった場合の一時預かりである一時保育事業を継続して実施していきます。

○放課後に児童が安心して過ごせる場所を提供するため、鮭川村学童クラブを継続して実施していきます。

○保育・幼児教育環境の充実のため、新保育所整備事業を進めていきます。

参考1 <子ども・子育て支援法に基づく教育・保育に関する子ども・子育て支援事業>

子ども・子育て支援法では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について提供する区域を定め、5年間の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。「量の見込み」は区域において、各サービスがどのくらい必要であるかを推計したもので、「確保方策」（本計画

においては「確保の内容」としている。)については、推計される「量の見込み」をどのような方策で確保するかを定めるものです。それぞれ、令和6年5月に実施したニーズ調査結果や、利用状況の推移を考慮して推計しています。

1 教育・保育提供区域の設定

本村では、区域内の児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、村全域を1つの区域として定めることとします。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

ニーズ調査の結果から、幼稚園や保育所の利用者見込みを算定し、必要なサービス提供体制を確保していきます。

1) 幼児期の教育

幼児教育を必要とする家庭については、現在、村内に幼児教育サービスを提供する事業所等はないため、近隣市町との広域利用連携で確保していきます。

○就労状況、家族状況から幼稚園、認定こども園の利用となる家庭（1号認定）

(単位：人)

3～5歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保の内容	近隣市町との広域利用連携	1	1	1	1	1

2) 幼児期の保育

幼児期の保育について、当面は村立保育所2箇所確保しますが、新保育所完成後は、1箇所確保していきます。

○就労状況、家族状況から保育所の利用となる家庭（2号認定）

(単位：人)

3～5歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		55	55	50	52	53
確保の内容	村立保育所	103	103	75	75	75

○3歳未満で就労状況、家族状況から保育所の利用となる家庭（3号認定）

(単位：人)

0歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		6	6	6	6	6

確保の内容	村立保育所	9	9	15	15	15
-------	-------	---	---	----	----	----

(単位：人)

1・2歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		29	28	31	32	32
確保の内容	村立保育所	48	48	40	40	40

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域の実情にあわせて実施する事業として国が定めたもので、村の実情にあわせて推計しました。

1) 時間外保育事業（延長保育）

延長保育については実利用人数で推計し、当面は村立保育所2箇所確保しますが、新保育所完成後は、1箇所確保していきます。

(単位：人)

0～5歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		15	15	15	15	15
確保の内容	村立保育所	15	15	15	15	15

2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業については、小学校1年生から6年生までを対象とした登録人数で推計し、村内放課後児童クラブ（鮭川村学童クラブ）で確保していきます。

※詳細は、後述の参考2＜放課後子ども総合プランに基づく鮭川村行動計画＞を参照。

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ショートステイ（宿泊を伴った一時預かり）については、現在、村内に実施事業所はなく、利用実績はありませんが、近隣市町との広域利用連携で確保していきます。

4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、遊びの場や相談の場を提供する事業であり、延べ人数で推計し、子育て支援センターで実施する「さけっ子広場」で確保していきます。

新保育所の開所後は、施設内に実施場所を設ける予定にしており、相互連携を図ります。

(単位：人回／年)

0～2歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		600	600	600	600	600

確保の内容	さけっ子広場	600	600	600	600	600
-------	--------	-----	-----	-----	-----	-----

5) 一時預かり事業

保育所における一時預かりについては、延べ人数で推計し、当面は村立保育所2箇所で開催しますが、新保育所の完成後は、1箇所で開催していきます。

(単位：人回／年)

0～5歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	10	10	10	10
確保の内容	村立保育所	10	10	10	10	10

6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、延べ人数で推計しています。現在、村内に病児・病後児保育サービスを提供する事業所等はないため、近隣市町との広域利用連携で開催していきます。

(単位：人日／年)

0～5歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		5	5	5	5	5
確保の内容	近隣市町との広域利用連携	5	5	5	5	5

7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人と援助したい人を相互援助する子育て援助活動支援事業。現在、村内に実施事業所等はないため、ニーズや状況の変化に応じて近隣市町との広域利用連携で開催していきます。

8) 利用者支援事業

各関係機関の連携により、サービスの利用に関する相談・調整・情報提供を行っていきます。また、村こども家庭センターを令和9年度までに設置し、支援体制の充実を図ります。

(単位：箇所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		0	0	1	1	1
確保の内容	健康福祉課	0	0	1	1	1

9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問については、出生数から推計し、村保健師による訪問で実施を確保していきます。

(単位：人)

0歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		15	15	15	15	15
確保の内容	健康福祉課	15	15	15	15	15

10) 養育訪問事業

養育支援が必要と認められる方に保健師等が訪問指導する養育訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業等と一体的に実施するとともに、必要に応じて対応していきます。

11) 妊婦健診事業

すべての妊婦が出産まで必要な検診を受けるよう推進していきます。

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		250	250	250	250	250
確保の内容	健康福祉課	250	250	250	250	250

12) 子育て世帯訪問支援事業

令和4年児童福祉法改正により創設された、家事や育児に不安を抱える家庭に対し支援を行う事業。養育訪問事業と同じく、乳児家庭全戸訪問事業等と一体的に実施するとともに、必要に応じて対応していきます。

13) 児童育成支援拠点事業

令和4年児童福祉法改正により創設された、養育環境に問題を抱え家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所や食事等の提供を行う事業。県内の実施施設が限られているため、必要に応じて対応していきます。

14) 親子関係形成支援事業

令和4年児童福祉法改正により創設された、親子間における適切な関係性を構築することを目的とする事業。必要に応じて対応していきます。

15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和6年子ども・子育て支援法改正により創設された、施設の利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で柔軟に通園できる事業。新村立保育所の開所にあわせ、定員余裕型にて確保していきます。

(単位：人日)

0～2歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		-	0	12	12	12

確保の内容	村立保育所	-	0	12	12	12
-------	-------	---	---	----	----	----

16) 妊婦等包括相談支援事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により創設された、妊婦・その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業。母子健康手帳交付時から切れ目のない支援を提供し、母子健康手帳アプリ母子モノのオンライン相談を導入しながら、相談体制の強化を図ります。

(単位：回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		15	15	15	15	15
確保の内容	健康福祉課	15	15	15	15	15

17) 産後ケア事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により創設された、退院直後の母子に対しきめ細かい支援を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。利用料を減免し、利用しやすい体制を継続していきます。

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		14	14	14	14	14
確保の内容	健康福祉課	14	14	14	14	14

4 教育・保育の一体的提供の推進

幼児教育の充実を図り、より豊かな人格形成につなげるとともに、保育から学校教育へのスムーズな移行を図るため、保育所における教育の充実、保育所・小学校の連携した事業を実施していきます。

また、多様化する保育ニーズへの対応と、サービスの質的向上、幼児教育の実施に向けて、保育士等の研修を充実させて専門的な能力を高め、子どもの発達に応じた適切な指導に結びつけていきます。

5 子育て支援ネットワークの構築

結婚・妊娠・出産・育児・就学・就労など、子育ての様々なステージによって抱える悩みは異なりますが、ワンストップ対応できる相談支援体制の構築と、関係機関、利用者同士のネットワークの構築により不安、孤独感を感じることなく子育てできる環境を整備していきます。

6 放課後子ども総合プランに基づく鮭川村行動計画（参考2）

国で策定した「放課後児童対策パッケージ」に基づき、次代を担う人材の育成を図るため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所の整備と、多様な体験・活動を行える

よう放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備に関する計画を策定し、一体となって進めていきます。

参考2 <放課後子ども総合プランに基づく鮭川村行動計画>

1 計画策定の背景と趣旨

国は、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、放課後児童クラブにおける受け皿は全国的に増加しました。

本村においても、次代を担う人材の育成を図るため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所の整備とともに、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備に関する行動計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針における「放課後子ども総合プラン」と位置づけ、すべての児童を対象として、これまでの取り組みを継承し、「第3次鮭川村総合発展計画」を基本に据え、「鮭川村子ども・子育て支援計画」との整合性を図りながら、鮭川村の地域ニーズに即した子育て支援施策の方向性と目標を定めるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 現状と確保事業量

1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後の適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ります。

【取り組み状況】

(単位：人)

実施主体	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施施設数	1	1	1	1
健康福祉課 社会福祉協議会	登録児童数	94	82	96	88
	延べ利用児童数	379	501	549	527

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

1～6年生	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
-------	-------	-------	-------	--------	--------

実施施設数		1	1	1	1	1
量の見込み 計	計	7	77	76	67	64
	1年生	12	18	18	11	14
	2年生	19	12	18	18	11
	3年生	11	17	11	15	15
	4年生	18	8	12	8	11
	5年生	11	14	6	10	6
6年生	9	8	11	5	7	
確保の内容	村内放課後児童クラブ	87	84	82	74	70

2) 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）

放課後の子どもたちが活動する場を設け、スポーツ、自然体験、工作等の体験活動を通して児童同士、地域住民との親交を図ります。

【取り組み状況】

(単位：人)

実施主体	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育委員会 教育課	実施施設数	1	1	1	1
	参加延べ人数	220	225	191	78

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施施設数	1	1	1	1	1
量の見込み (延べ人数)	210	200	190	170	170
確保の内容	放課後 子ども教室	210	200	190	170

5 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施と連携

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を深め、一体的な実施ができるよう情報の共有化、連携強化を図ります。健康福祉課と教育委員会で実施している両事業の有効活用が可能となるよう合同の運営委員会を設置し、具体的な実施方法や必要に応じて実施時間の延長等について協議していきます。

また、学校の空き教室や地域資源の活用に向けて、運営委員会で利用計画等を協議していきます。

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の推進

近年、ワーク・ライフ・バランスが重視され、育児休業・介護休業制度が導入され、利用する人が年々増加しています。

ニーズ調査結果から育児休業の取得状況を見ると、「取得した、取得中である」の割合は、就学前児童の母親で79.5%（5年前調査：42.4%）、父親で13.5%（同：2.0%）と、5年前より大きく増加しました。育児休業中の離職者は0であり、育児休業から職場に復帰した際の短時間勤務制度の利用率も35.4%と高く、職場、事業主側の子育て支援に対する理解と協力は進んでいるといえます。

男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、男性を含めたすべての人が仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、事業主、職場、地域住民等の社会全体の意識改革を推進するため、広報や情報提供を関係団体と連携しながら進めていきます。

- 仕事と子育ての両立支援のための関係法制度や各種支援策のPR、企業の取り組みへの支援を検討していきます。
- 仕事と家庭生活のバランスが取れるよう、多様な働き方の実現に向けて先進的な取り組み事例等の広報啓発により、地域における意識の醸成を図っていきます。
- 今後開所を予定している新保育所において土曜保育を拡充し、保護者が就労しやすい体制の整備を図っていきます。

2. 地域の「協育力」の向上

（1）子育てを地域社会全体で理解し支え合う環境づくり

① 子育てを支援する社会気運の醸成

子どもや子育て家庭にとって、近所や職場など身近な地域の中に、気軽に相談できる相手や理解して支えてくれる人の存在は、大きな安心感につながります。そのため、住民が地域の子どもや子育て家庭を見守り、支援する仕組みをつくとともに、子育て支援活動に参加しやすい雰囲気の醸成、環境づくりを進めていきます。

- 子育てを地域社会全体で支えていく気運を醸成するための啓発活動を進めていきます。
- 地域や企業における子育て支援の取り組みについてのPR・啓発活動を進めていきます。

② 子育て支援ボランティア等の育成とネットワーク化の推進

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成する必要があります。

また、各種子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、資料の作成・配布等による情報提供を行う必要があります。

本村では、子育て支援センターを新たな保育所に併設させることで体制強化に努め、保護者同士の交流や情報交換、相談の場を提供していきます。

○子育て支援センターの実施するさけっ子広場において、乳幼児の遊びの広場を提供するとともに、子育て支援ボランティアの育成、情報交換、相談等を進めていきます。

③ 子育てに関する相談・情報提供の充実

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このため、子育て家庭に対して、子育てに関する相談・情報提供の充実を図っていく必要があります。

本村では、令和5年度より導入した母子健康手帳アプリ母子モの活用によるオンラインでの相談体制の推進や、地域での相談・見守り・支援する子育て支援ネットワークの整備、子育てに関する相談機関等の機能の充実と連携を図っていきます。

○関係機関において連携を強化していくとともに、相談・情報提供機能を充実させていきます。

○関係団体によるネットワークを構築し、相互に連携を図りながら、それぞれが子育て支援に関するコーディネート機能を果たし、相談できる体制づくりを進めていきます。

○学校においては、県のスクールソーシャルワークコーディネーター事業の活用や、村スクールソーシャルワーカーの設置により、支援や援助の必要がある家庭に対して積極的な相談や情報提供を図って行っていきます。

④ 地域資源を活用した子どもの健全育成等の推進

地域社会における児童数の減少は、遊びの場を通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や体験活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めていきます。

○地区公民館や保育所・学校等の既存施設の活用や、自然体験活動や地域文化の伝承活動、高齢者との交流活動を通じた居場所づくりを進めていきます。

○青少年のボランティア活動への参加促進と、地域との交流促進を図っていきます。

(2) 子育てしやすい安全・安心な生活環境づくり

① 安心な生活環境の整備

子育て家庭のための望ましい環境として、子どもの遊び場の確保や道路、交通機関、公共施設におけるバリアフリー化が求められています。子育て家庭が安心してのびのびと子育てをすするため、良質な生活環境の確保を進めていきます。本村では「子どもの遊び場が欲しい」との意見を受け、多目的運動公園など屋外の遊び場を整備してきましたが、屋内の遊び場についても検討していきます。

また、住宅は生活の基盤であり、家庭にとってかけがえのない空間です。子どもがのびのびとゆとりを持って生活でき、安心して子育てできる住宅の提供が求められていることから、住宅や住宅周辺の整備等においては、子育て家庭に配慮した検討をしていきます。

- 妊産婦や子どもたちが、安全で快適に生活していくため、子育てしやすい生活関連施設の整備や、公的施設のバリアフリー化を推進していきます。
- 安全な道路交通環境の整備のため、危険箇所の点検、適切な道路の維持管理、冬期交通の確保を推進していきます。
- 子育てしやすい住環境の整備を推進するとともに、子育て家庭に配慮した事業推進を図っていきます。
- 子どもの体力向上、放課後対策、休日・冬期間・荒天時の遊び場確保、子ども同士の交流促進のため、既存施設を活用した遊び場の確保を基本とし、不足となる施設等の整備、広域連携利用も視野に入れながら、必要となる環境の整備を推進していきます。
- 子育て支援に関する施設整備にあたっては関連する保育・教育施設やサービスと連携・集約等を図り、利用者にとって利用し易くなるよう進めていきます。
- 子育て世帯の経済的負担軽減や教育費の充実を図るため、保育所給食・学校給食無償化の継続により、地域で子育てを支え、安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。

② 子どもの安全の確保

子どもの安全・安心の確保は、子育てしていくうえで最も重要なことです。

子どもが交通事故や連れ去り犯罪に遭わないようにするためには、子ども自身に防犯の習慣をつけさせるとともに、地域社会全体で子どもを見守り、支援する取り組みが必要です。

本村では、防犯、防災、交通安全に関する環境整備や予防教育を保育所・学校で継続して実施するとともに、地域住民の協力を得ながら、防犯意識を高めるための啓発活動を実施していきます。

- 交通安全教室の開催により、交通安全に対する意識の高揚を図っていきます。
- スクールバス、路線バスによる安全な登下校送迎を継続して実施していきます。
- 小学児童登下校班の安全指導徹底、地域ボランティアによる通学路の見守りを実施し安全推進を図っていきます。
- 通学路安全プログラムにより、関係機関と合同点検を実施し安全確保を図っていきます。
- 犯罪防止のため、防犯カメラの設置や防犯に関する啓発活動を実施していきます。
- メール連絡網システムを活用し、クマ・災害・不審者など安全対策に必要な情報を保護者に共有していきます。
- 犯罪防止のため、防犯カメラの設置や防犯に関する啓発活動を実施していきます。

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境づくり

① 学校等の教育環境の整備

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中、子どもたちの健やかな成長には、家庭、

学校、地域が連携し、豊かな人間性を育む教育や個性を活かした多様な能力を育む教育を推進していくことが必要です。

学校教育では「確かな学力」を身につけることはもとより、他人を思いやる「豊かな心」や、スポーツ等を通じた「健やかな体」を育成することも重要です。そのためには、次代の担い手を育成する観点から、子どもが個性と可能性を十分に発揮して豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の充実を図ることが必要です。さらに、学校が村民に身近で、親子が安心できる場となるよう、地域に開かれた学校、信頼される学校づくりも求められます。

このため、次のような取り組みにより、学校の教育環境等の整備に努めていきます。

ア 確かな学力向上、豊かな心や健やかな体の育成等

確かな学力向上を図るため、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、基礎的な知識と自ら考える思考力、主体的に学習に取り組む態度等の形成に向けた取り組みを進めます。

また、豊かな心を育むため、道徳教育、読書教育を推進していくとともに、健やかな体をつくるため基本的な生活習慣の育成、基礎体力の向上に取り組めます。

いじめ、少年非行等の問題行動や不登校への対応については、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等を進めます。

○職員研修をもとに授業改善による学力向上を図っていきます。

○A L T等の英語講師による生きた英語教育の充実と、I C Tを活用した授業や活動を進めていきます。

○保小中を通した読書の習慣化を推進するため、月1回の「ファミリーデー」を実施していきます。

○いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化や学校、家庭、地域や関係機関とのネットワークづくりを進めていきます。

○教育振興修学資金の活用により、教育の機会を多くの子どもに提供できるよう進めていきます。

イ 信頼される学校づくり

学校運営協議会を活用し、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善等を図り、社会全体で子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めていきます。

○地域・保護者及び関係機関と連携しながら地域に根ざした学校づくりを進めていきます。

ウ 特別支援教育の推進

「自ら学び考える子どもを育成する」の実現に向け、すべての子ども一人ひとりの教育ニーズを把握し、誰一人取り残すことのない教育を実践します。

○教育専門家チームによる巡回相談や教育支援委員会の開催により、保小中連携のもと切れ目ない支援を行っていきます。

- 専門家の相談・面談体制の整備や特別支援教育に関する保護者講演会の実施により周知・啓発活動を行っていきます。

エ 幼児教育の充実

幼児教育の充実を図り、保育から学校教育へのスムーズな移行を図るため、保育所における教育の充実、保育所・小学校の連携した事業を実施していきます。

- 地域の実態やニーズに応じた幼児教育を進めていきます。
- 小学校へスムーズに移行するため、保育所と小学校の連携強化を進めていきます。
- 子育てに関する情報提供を広く進めていきます。

② 社会教育・地域スポーツ環境の整備

子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

このため、地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成、多目的運動公園の活用等により、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応えるとともに、地域の教育力の向上に取り組んでいきます。

- 地域の教育力の向上を図るため、地域の自然等を活用した体験活動やボランティア活動、地域住民と子どもや親子が交流する機会の充実を図っていきます。
- 各種教室を開催していくとともに、総合型地域スポーツクラブ「NPO法人さけがわ友遊クラブ」と連携し生涯スポーツを進めていきます。
- 放課後子ども教室により、放課後に自然体験や工作等の体験活動を通して、児童同士、地域住民との交流を図っていきます。

(4) 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

① 多様な就労の場の確保と就労の支援

生活を成り立たせるには、生活の糧を得られる就労の場の確保が不可欠です。就労の場を村外に求めて転出する若者も増えている中、村内で暮らす若い世代を出来る限り増やしていくためには、若者の雇用対策を講じる必要があります。

今後、村内で生活する若者を増やしていくために、若年者の雇用対策を講じていきます。

- 新規創業や新分野進出など企業活動の活性化を支援していきます。
- 人材の育成、就業能力開発等を進めていきます。
- 移住・定住を促進するため、U・J・Iターン推進に向けて県と連携した移住・定住施策を展開していきます。

②結婚しやすい環境づくり

近年、未婚化・晩婚化が進行しており、結婚を希望する者への結婚支援、また、経済面における安定確保に向けた取り組みが求められています。非正規雇用の増加等による不安定な労働環境の中で、若年者の経済的自立の遅れが未婚化の要因の一つであるとも指摘されており、若年者の就労の場の確保とともに、結婚しやすい環境づくりを進めていきます。

○若者の出会いの場づくり支援、結婚に関する意識調査、情報提供を進めていきます。

○若者の結婚新生活を支援する事業を県と連携して展開していきます。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的に子育て支援施策に取り組んでいくとともに、保育所、学校、企業、地域と連携しながら、多くの方々の意見を聞きながら進めていきます。また、社会情勢等の変化や新たな課題に対応し積極的に進めていきます。

2. 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、本計画に基づく施策の進捗状況を把握したうえで、施策の成果についての点検・評価を行い、改善すべき課題があった場合は、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

3. 子ども・子育て会議

計画の推進・進捗管理については、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく「鮭川村子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めます。委員は子育て支援に関する関係機関・団体の代表者などで構成されます。また、必要に応じて下部組織として、保護者を中心に構成される「鮭川村子ども・子育て検討会」を設置し、広く意見を集約していきます。

ニーズ調査結果からうかがえる鮭川村の状況

○ニーズ調査の実施

第3期鮭川村子ども・子育て支援計画の策定にあたる基礎資料とするため、令和6年5月に「鮭川村子ども子育て支援計画ニーズ調査」を実施しました。

ニーズ調査により、子育て家庭の現状と、教育・保育及び地域の子育て支援に対するニーズ量（現在の利用状況と今後の利用希望）を把握しました。

【調査の概要】

対象者	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
配布数	109件	160件
回収数	88件	94件
回収率	80.7% (87.3%)	58.8% (96.3%)
調査方法	保育所を通じた配布・回収 及び郵送による配布・回収	小学校を通じた配布 郵送による回収
調査期間	令和6年5月7日～25日	

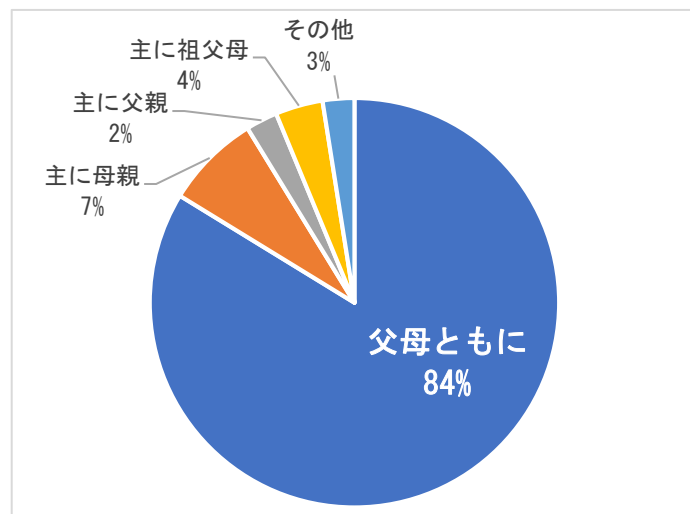
※以下（ ）書きについては、第2期計画策定にあたり平成31年1月に実施した際の数値を記載しています。

○主に子育てを行っている人の状況

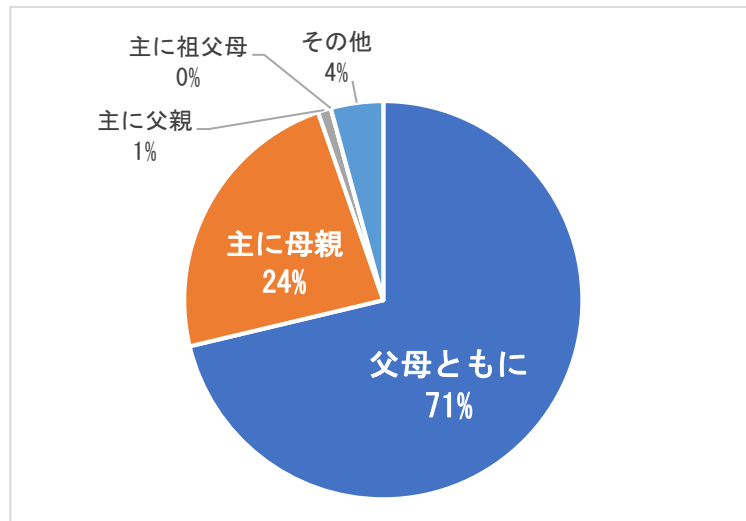
「父母ともに」の割合が、就学前児童保護者で84%（54%）、小学校児童保護者で71%（59%）と最も多く、この5年間で、男性の育児参加が増加している状況がうかがえます。また、「主に母親」の割合が就学前児童保護者で7%（42%）、小学校児童保護者で24%（33%）となっており、母親だけへの依存度は減少傾向にあります。

【就学前児童保護者】

子育てを主に行っている方



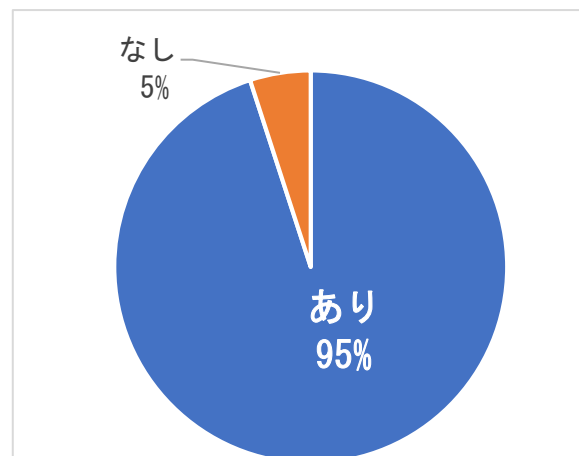
【小学校児童保護者】
子育てを主に行っている方



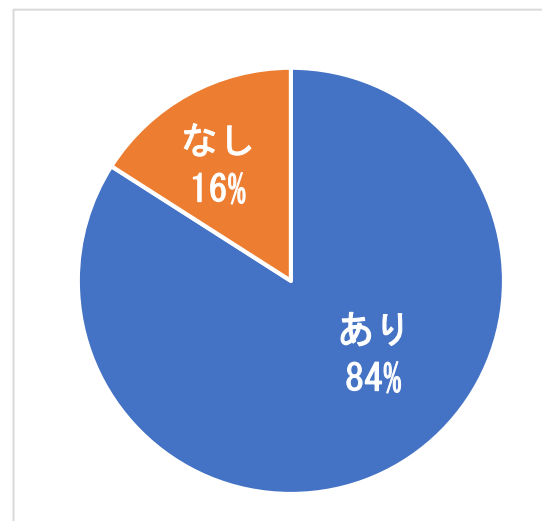
○ひとり親家庭の状況

配偶者がいないひとり親家庭の割合は、就学前児童保護者は5%（12%）、小学校児童保護者は16%（12%）となっています。

【就学前児童保護者】
配偶者の有無



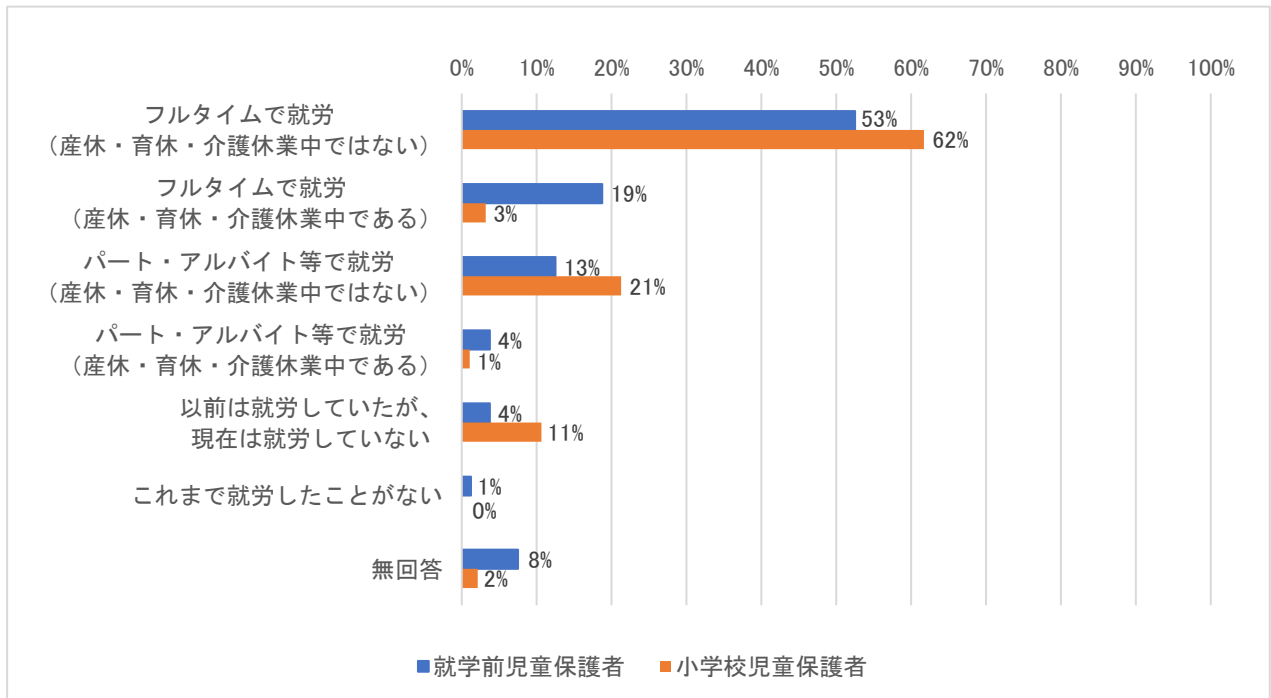
【小学校児童保護者】
配偶者の有無



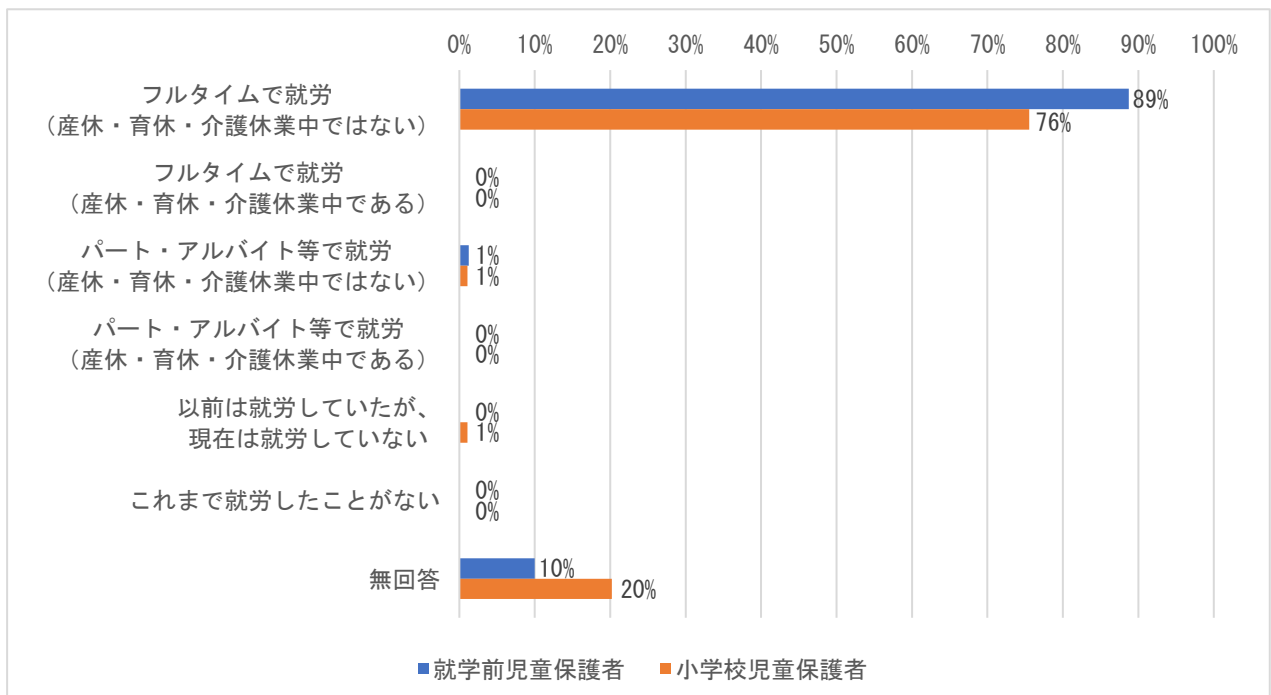
○就労の状況

母親、父親ともに、フルタイムで就労している方が多くなっています。母親においては、「パート・アルバイト等で就労」の割合が、就学前児童保護者は13%（19%）、小学校児童保護者は21%（24%）と、やや減少傾向にあります。また、フルタイム就労で「産休・育休・介護休暇中」の割合は、就学前児童保護者で19%（5%）と5年前より増えており、職場での産休・育休が取得しやすくなっていると推測されます。

・母親の就労状況



・父親の就労状況

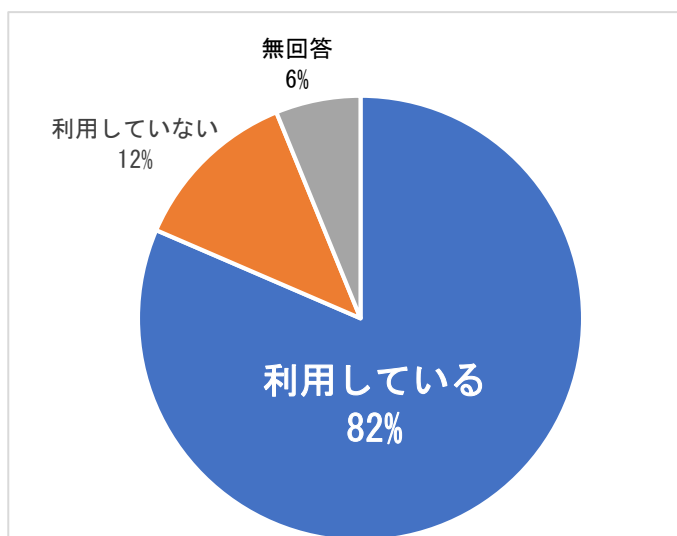


○教育・保育サービス等の利用状況

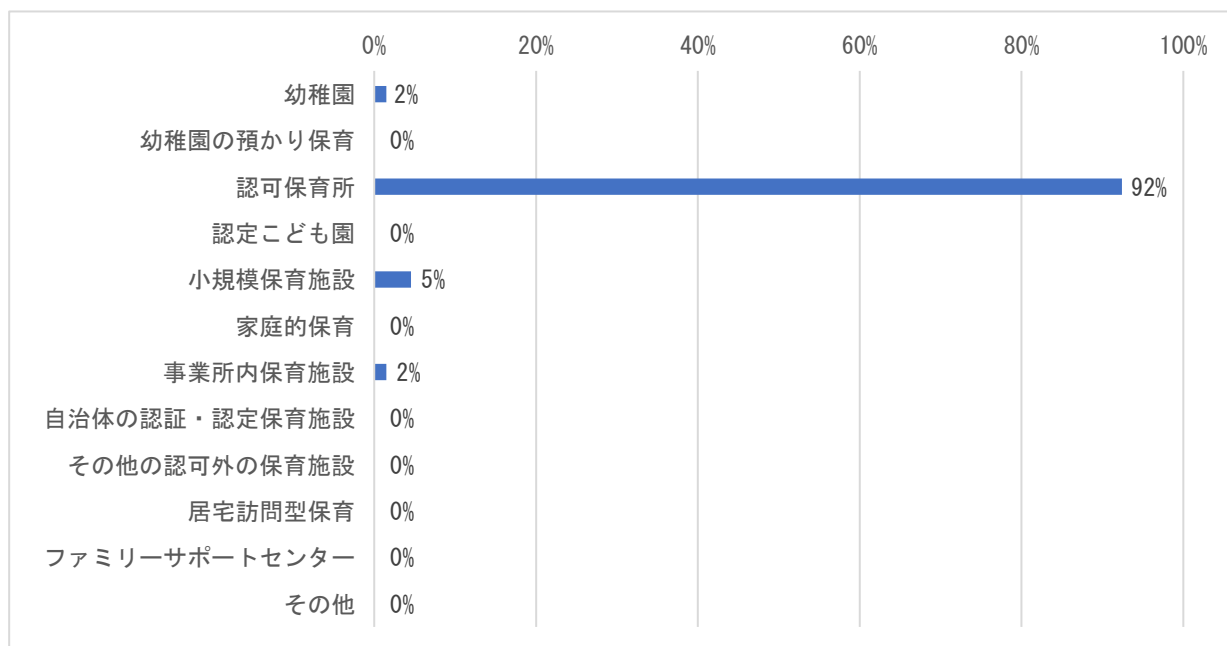
現在、平日は82%（72%）の方が利用しており、9割以上の方は村内の保育所を利用して
います。地域子育て支援拠点事業についても、類似事業とあわせて利用している割合は25%
（8%）と増加していますが、村の事業である「さけっ子広場」については、開所日、開所時
間の増加を求める意見が半数以上ありました。

また、利用したい事業について、幼稚園、認定こども園など教育を実施する施設の利用を
希望する割合は、合計29%でした。村内の保育所においても、子どもたちが小学校に早めに
適応できるよう、教育的な要素をあわせた保育を実施していく必要があります。

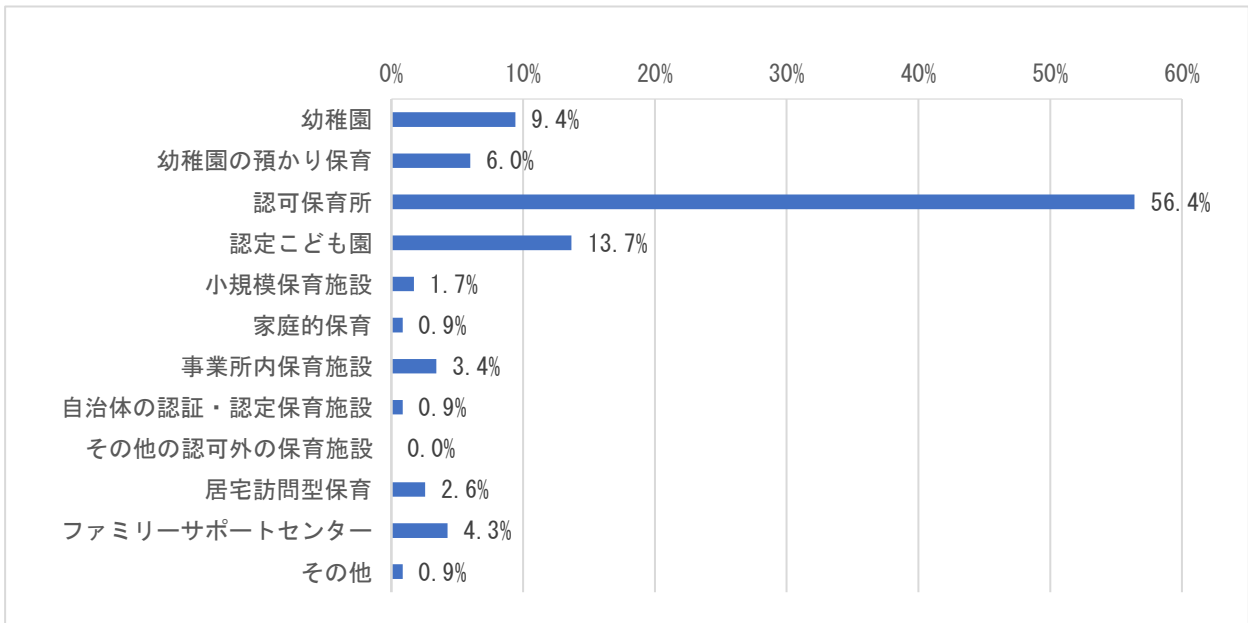
- ・ 平日の定期的な教育・保育事業
の利用の有無



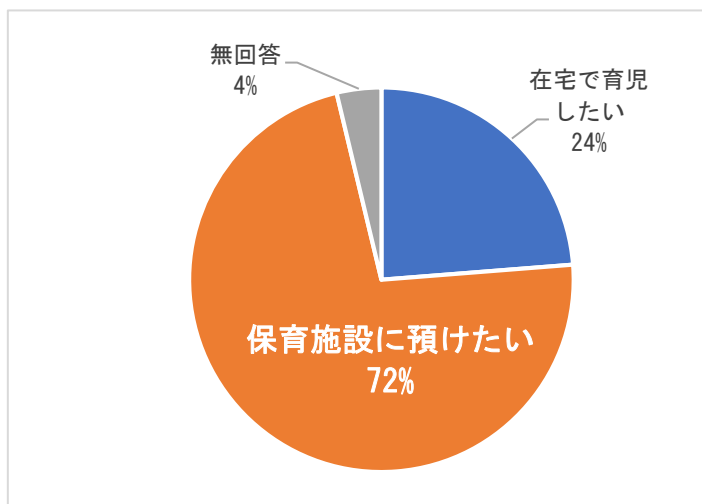
- ・ 現在、平日に利用している定期的な教育・保育事業



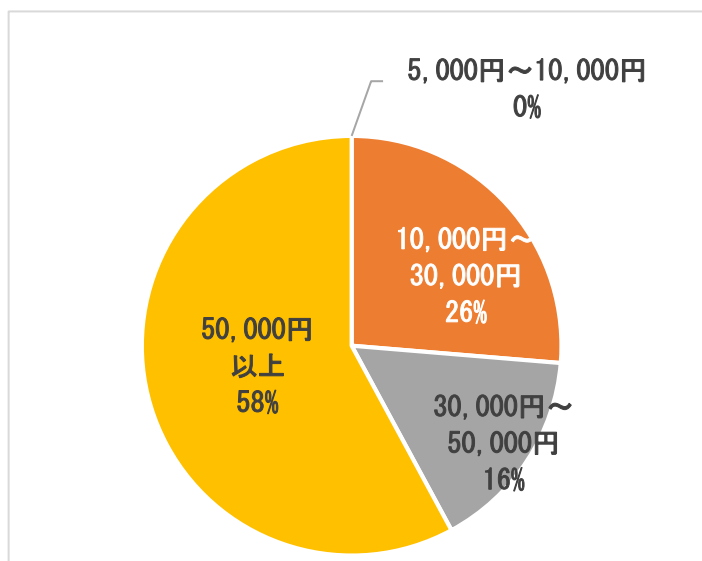
・ 今後、定期的にご利用したい定期的な教育・保育事業



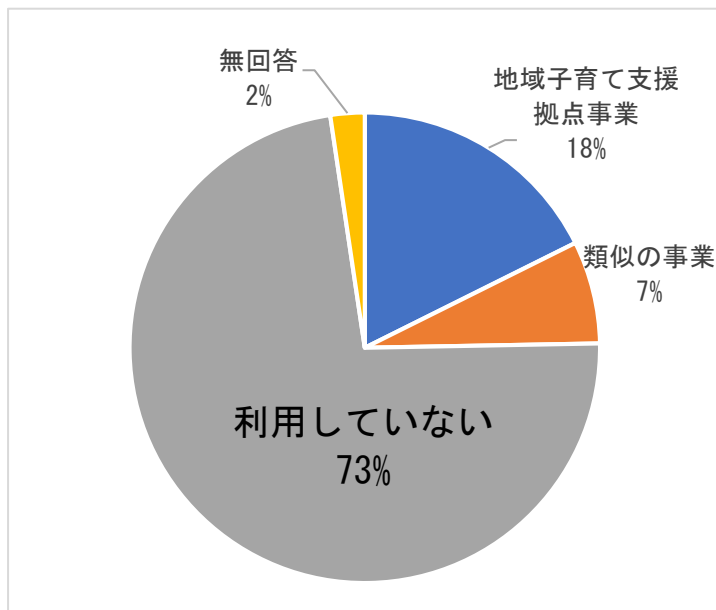
・ 在宅育児に対する意向



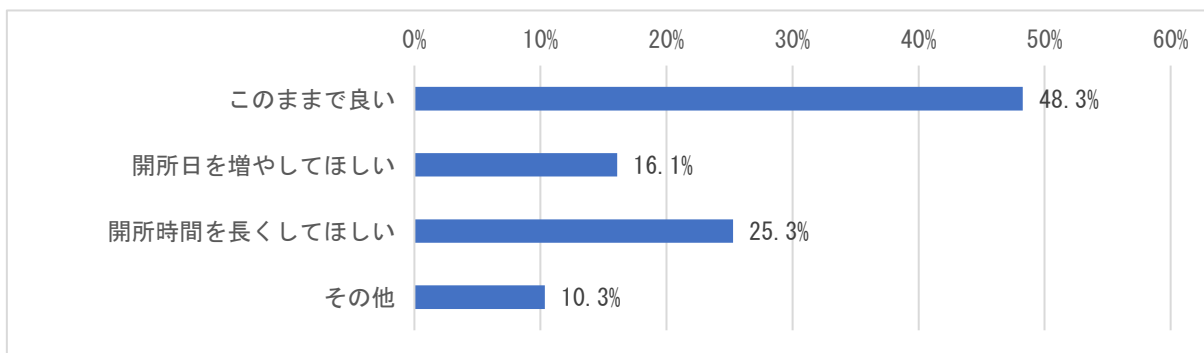
・ 在宅育児に対する望ましい補助金額（子ども1人あたり月額）



・地域子育て支援拠点事業の利用状況



・村の子育て支援センター（さけっ子広場）の開所日や開所時間に関して

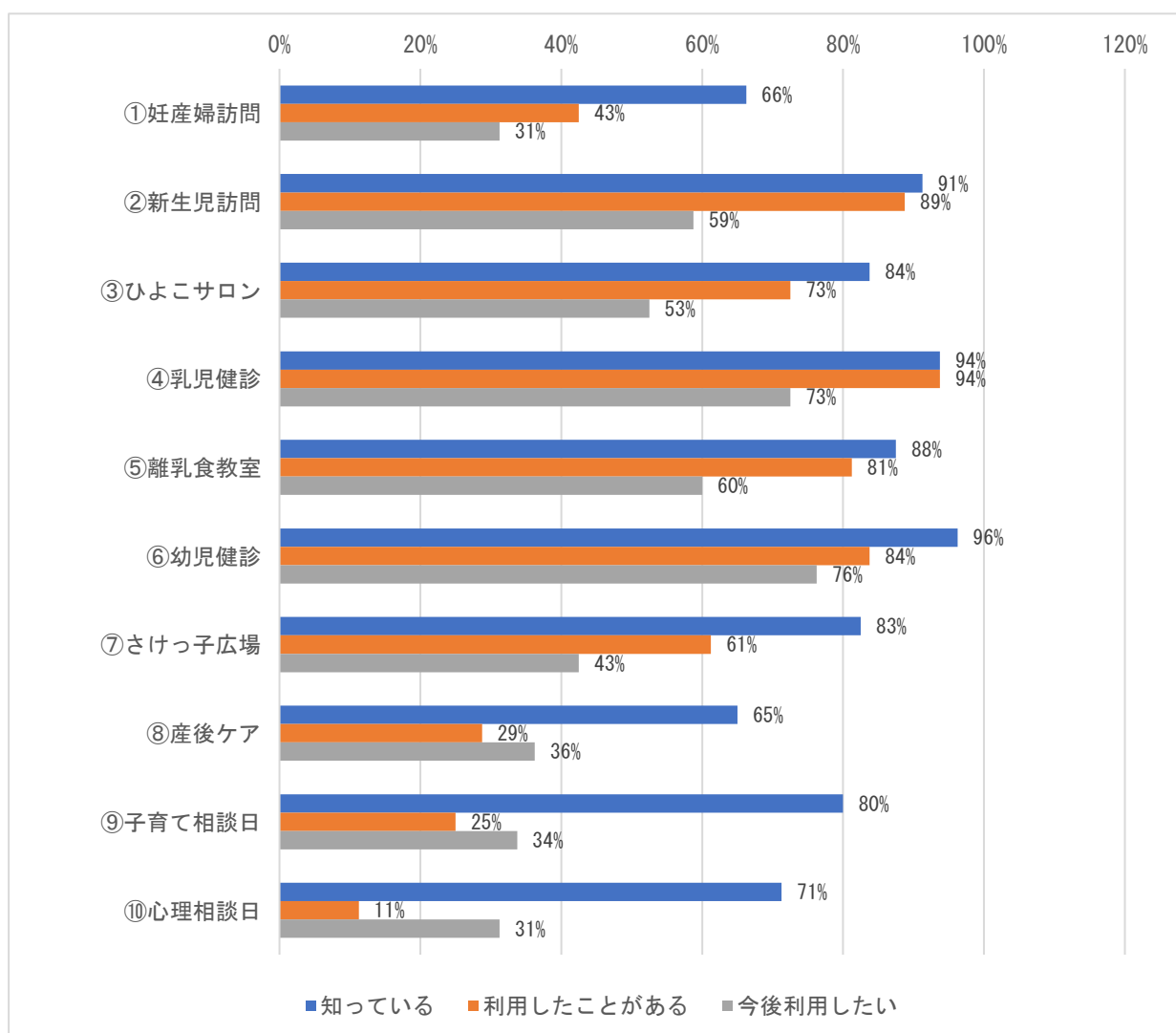


	現行	希望	備考
開所日	週3日 (月・水・金)	週5日	土・日の希望割合 全体の14%
開所時間	9:00~12:00	9:00~17:00	

○子育て事業の認知度、利用度

村の子育て事業については、大半の事業は8割以上の方が「知っている」と回答し、利用したことがある割合は「乳児健診」で94%、次いで「新生児訪問」が89%、「幼児健診」が84%でした。これらの事業は年齢に応じて村から保護者に案内されていることから、利用率が高いと推測されます。

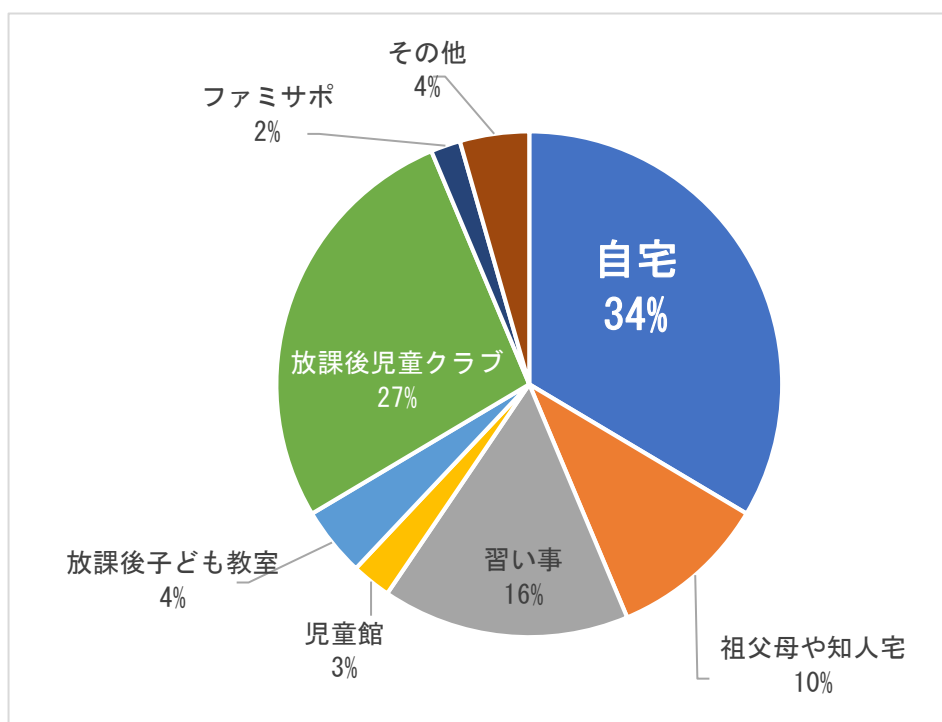
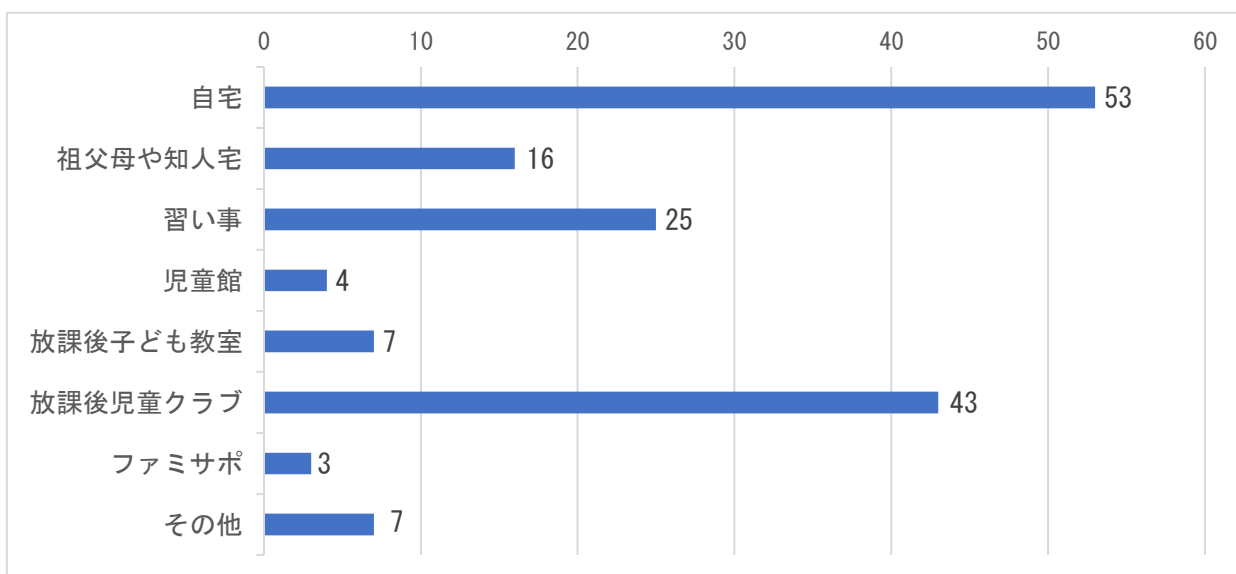
一方で、利用したことがある割合が低い事業では「心理相談日」が11%、「子育て相談日」が25%、「産後ケア」が29%となっており、一層の事業周知が必要となります。



○放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方

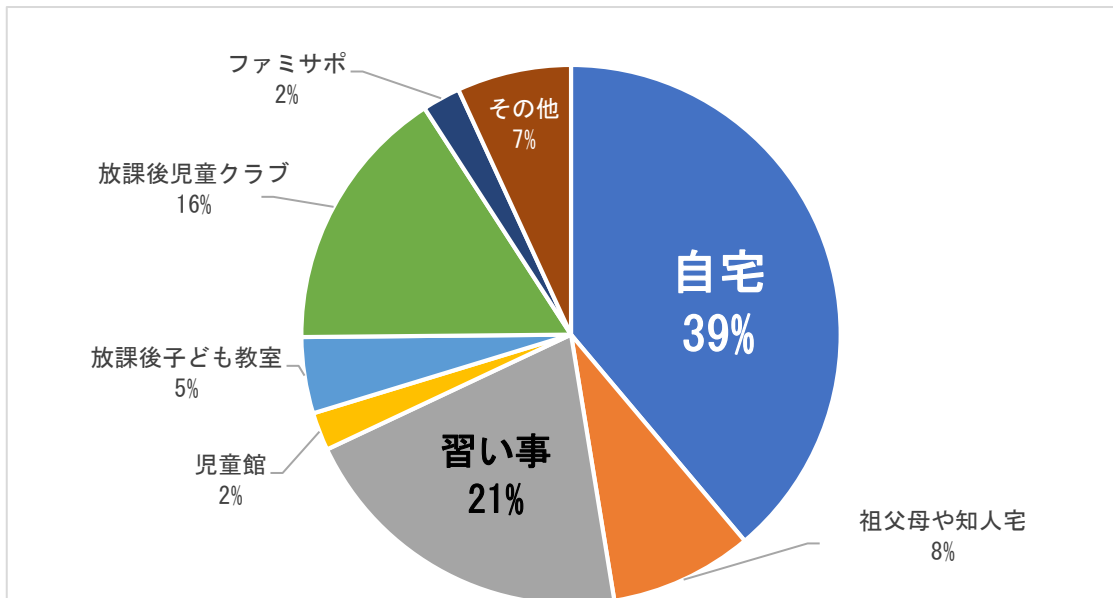
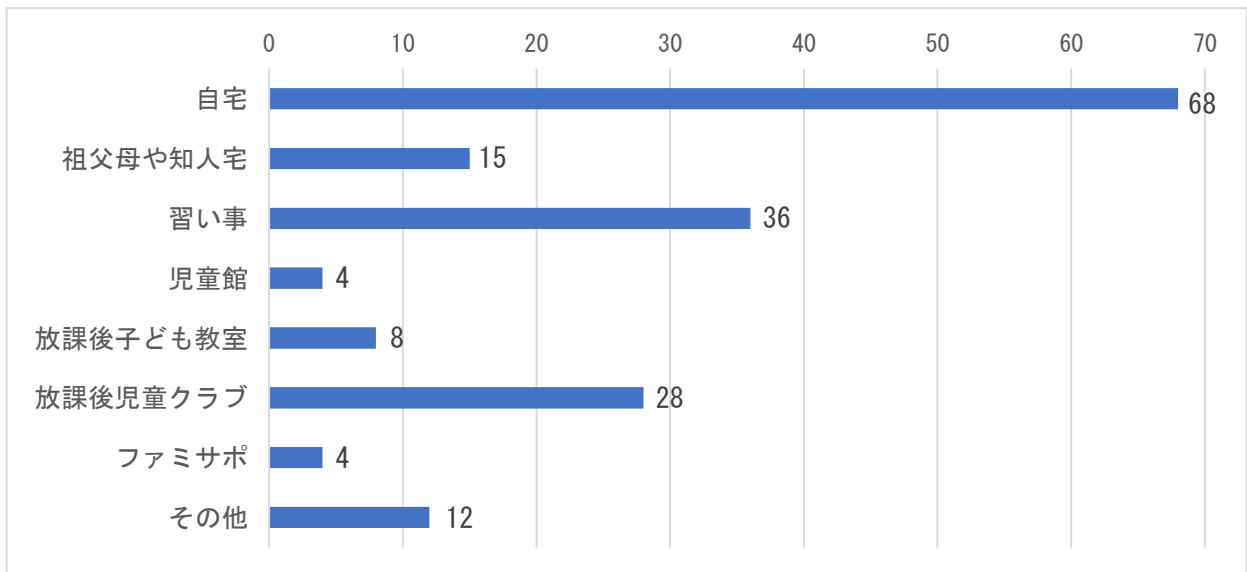
低学年、高学年ともに希望する場所としては「自宅」が多く、平均 37%（44%）でした。複数選択回答項目であり、三世代同居率が高いことから自宅を選択する方が多かったものと推測されます。次いで「放課後児童クラブ」が平均 22%（6%）、「習い事」が平均 18%（25%）となっており、放課後児童クラブの利用数は5年間で大きく増加しています。自宅で過ごすより、他の子どもたちと一緒に勉強や遊びをさせたいという保護者の意向も反映されているものと思われます。

・小学校低学年で希望する場所（小学校1～3年生時） （複数回答）



・小学校高学年で希望する場所（小学校4～6年生時）

（複数回答）



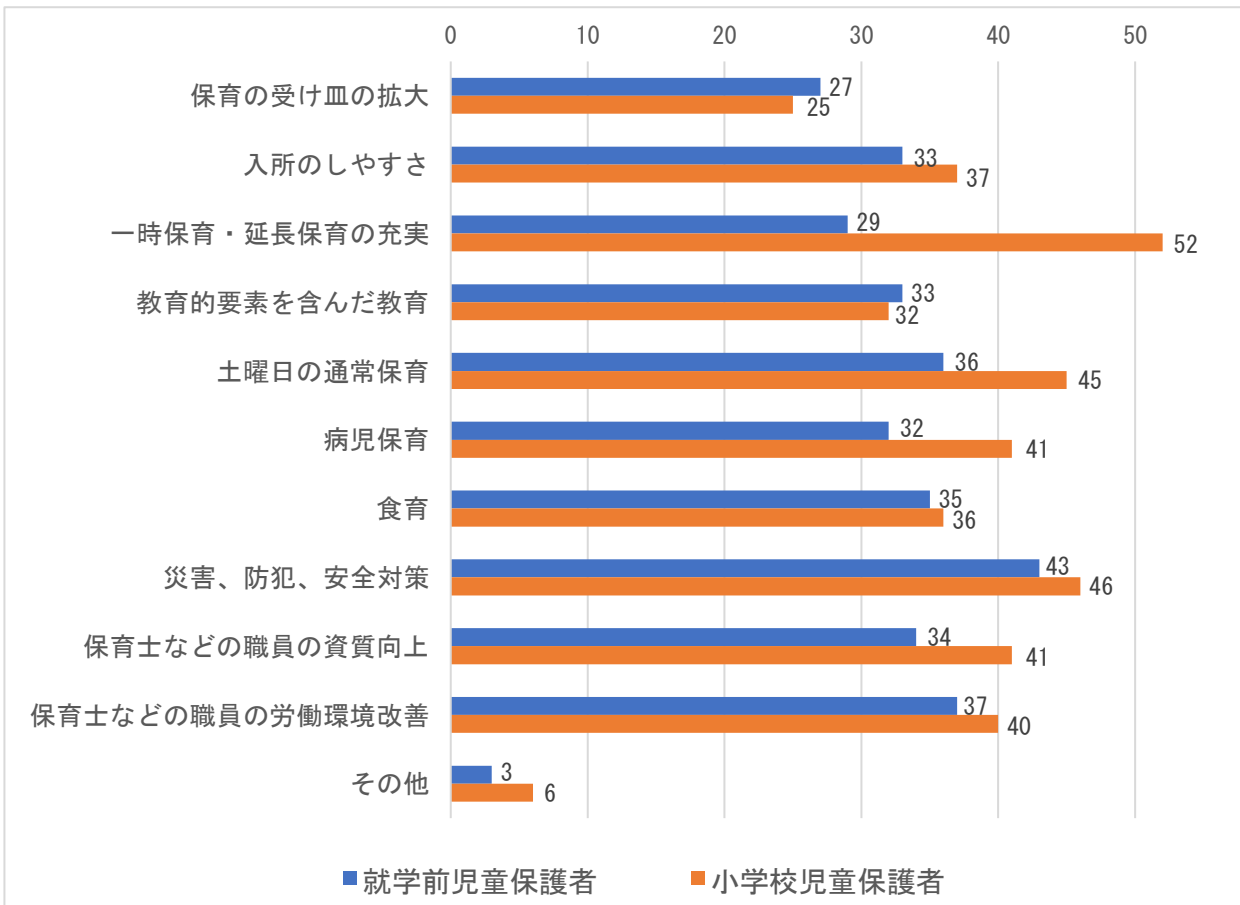
○保育所統合について

新たに建設を予定している保育所に期待することで最も多かったのは、「災害、防犯、安全対策」で12.0%であり、次いで「一時保育・延長保育の充実」、「土曜日の通常保育」がともに10.9%でした。いずれの項目も同じような割合で望まれているため、これらのニーズに沿った運営形態、制度を今後整える必要があります。そのためには、現場ではたらく保育士の充実が何より不可欠であり、利用者みんなが楽しく安心して過ごせる環境の整備も重要となります。

また、心配なことで最も多かったのは「送迎が遠くなる」で22.6%でした。

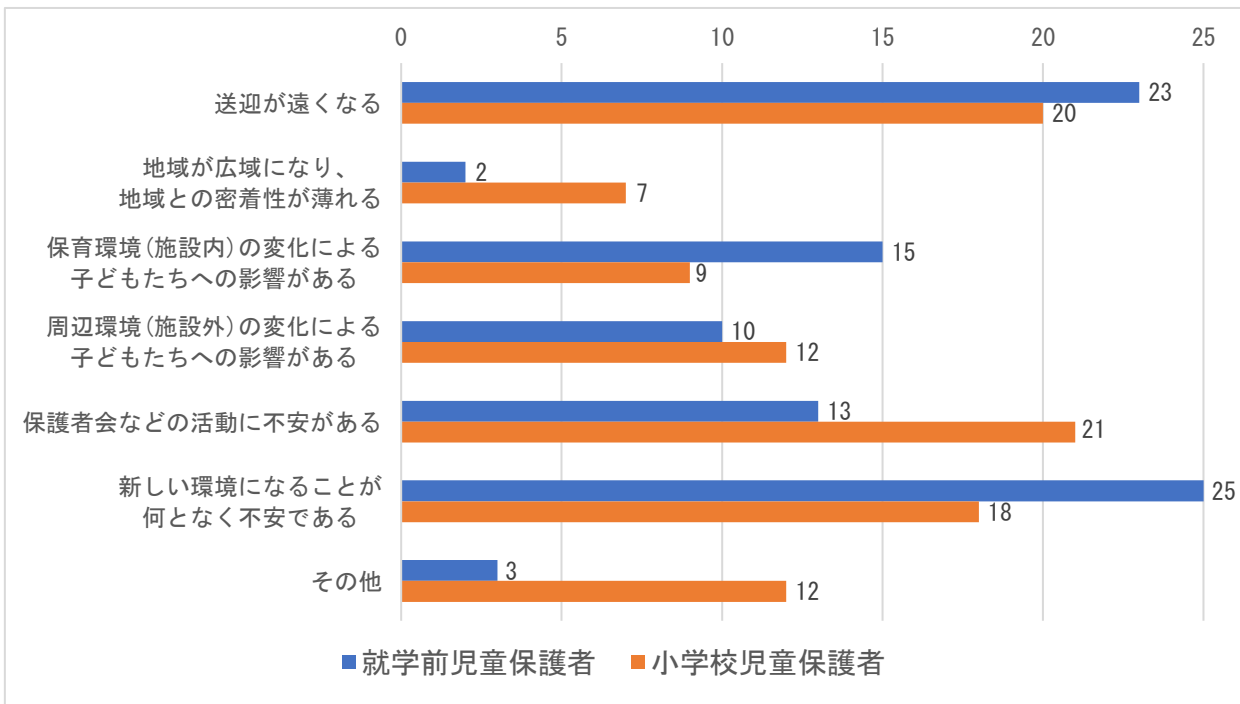
・新たな保育所に期待すること

(複数回答)



・新たな保育所になることで心配なこと

(複数回答)

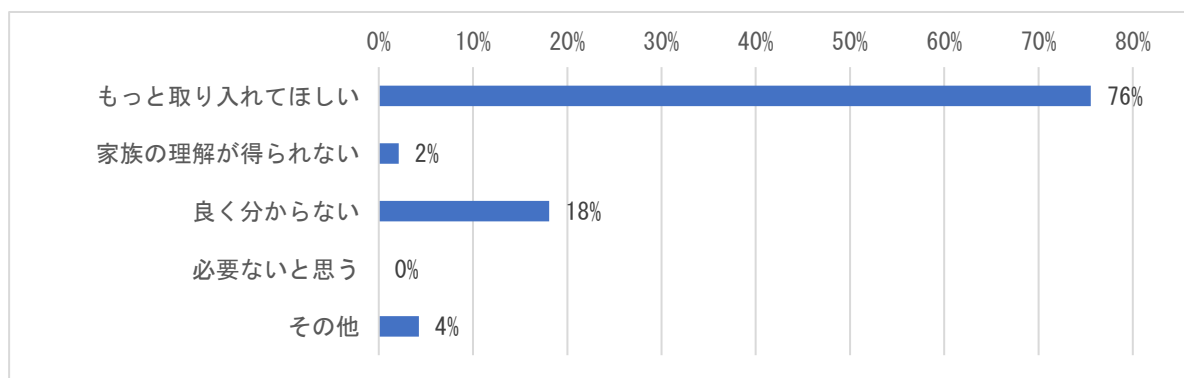


○特別支援教育について

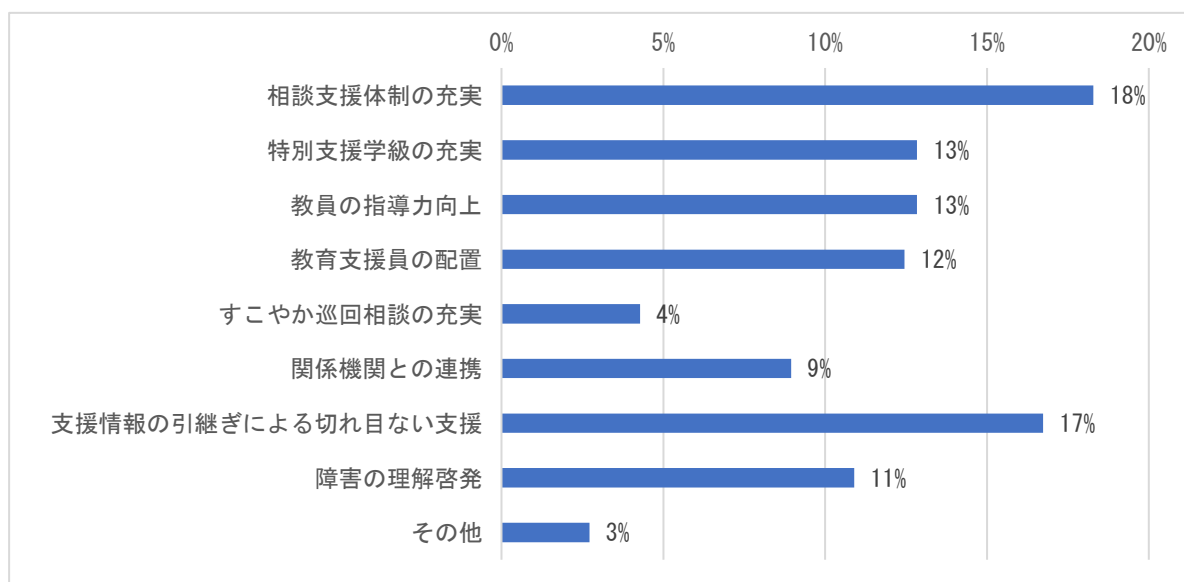
令和4年度より実施している本事業については、8割近くが「もっと取り入れてほしい」と回答しました。幼児期からの早期支援により子どもの発達を促すことの重要性について、保護者に浸透していると推測できます。

実際に現場で子どもたちに携わる支援者（職員）の気付きも重要となります。今後も保小中が連携し、継続した支援を続けていく必要があります。

・特別支援教育についてどう感じているか



・特別支援教育の推進や充実に向け、期待すること



第2期鮭川村子ども・子育て支援計画の評価

評価については、施策ごとに各事業の実施状況等を検証して評価しました。

1. 家庭の「共育力」の向上

(1) 家族が協力し合い、子育てに喜びが感じられる環境づくり

① 保護者の家庭責任の意識啓発

鮭川村学校保健委員会の主催で、保護者向けの講演会を毎年開催し、思春期の子どもたちの特徴と関わり方について理解を深めた。今後も継続して実施していく。

3歳児健診での子育て講演会は、コロナ禍をきっかけに令和2年度から実施できなかった。代わって現在は、公認心理士・臨床心理士の心理相談を実施しており、特別支援教育が導入されたことで、早期療育や受診につながるケースが増えた。公認心理士の相談を取り入れたことで、日頃の子どもとの関わりで必要なことに助言をいただき、病院受診までつながらずとも相談しやすい体制になっているため、今後も継続して実施していく。

② 子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意識に関する教育や啓発の推進

乳幼児とふれあうことで子どもを持ったときのことを考える機会として、小中学校児童による保育所訪問が実施された。少子化による影響で、身近なところに赤ちゃんが少なくなっていることから、小中学生の時分から子育てに関する意識を醸成するためにも、継続して実施していく。

③ 家庭における子育てへの支援

子どもを地域社会全体で育む観点から、平成30年度に学校・家庭・地域の連携協働推進協議会を立ち上げ、学校支援として総合学習への支援や、放課後の子どもの居場所づくりとして放課後子ども教室、家庭教育支援として各種研修会等の事業を展開してきた。地域の方から講師を務めてもらうなど、世代間の交流にもつながっており、今後も継続した取り組み、支援を行っていく。

(2) 親と子が心身ともに健やかに育つ環境づくり

① 母子保健指導等の推進

令和元年より子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から未就学児の子育て期までの切れ目のない支援の提供に努めてきた。新生児訪問については、里帰りも含め里帰り先の自治体と連携を図りながら早期の訪問を実施してきた。乳児を対象としたひよこサロンについては、同年代の子を持つ保護者同士の交流や情報交換の場とし子育ての孤立化予防のため、乳幼児健診については、乳幼児の発達・発育の確認を行い子どもの健やかな成長のため継続して実施していく。

② 食育等の推進

離乳食から幼児食の食生活指導については、乳幼児健診及び子育て相談日に集団・個別の教育相談を実施、離乳食の作り方を学ぶ離乳食教室の開催、年中児健診では食生活についての個別相談を行う等乳幼児における心身の発育・発達や基本的な生活習慣の形成などの特徴を踏まえ、適切な栄養摂取や食生活の支援を行っている。また、近年食物アレルギー疾患を持つ子どもが増加しているため、鮭川村食物アレルギー対応給食実施マニュアルに基づき保育所から中学校まで連携しながら対応していく。

小学校では鮭川村の特産品である鮭を調理するさけまるくん栄養教室を実施してきた。また、小中学校においては、学校毎の食育計画に沿って食に関する正しい知識と食習慣の実践について指導しており、今後も継続して取り組んでいく。

③ 思春期保健対策の充実

喫煙、飲酒、薬物乱用防止、性の問題や男女交際、生命の尊厳に関する教育については、保健の授業で計画的に行ってきた。また、専門家の講師による講話も実施しており、今後も継続して取り組んでいく。

④ 妊娠・出産及び不妊への支援

妊娠・出産に対する不安を軽減するため、全妊婦に対し電話や訪問による状況確認を今後も継続して実施し、妊娠・出産に関する悩み等についての相談先の周知や支援拠点の充実を推進していく。また、不妊治療への支援についてはニーズにあわせて継続して実施していく。

⑤ 小児医療の充実

高校生世代までの医療費無料化は評価が高く、継続して実施していく。小児医療に関しては充実が図られてきているが、周知が不足していることから広く周知できるよう推進していく。

⑥ 要保護児童及び母子家庭等への支援

ア 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会において定期的にケース検討を行い、新規の案件に対しても関係機関で協議のうえ、個別対応を実施してきた。今後も継続して実施していくとともに、関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待防止に努める必要がある。

イ 障がい児施策の充実

令和4年度より特別支援教育を取り入れ、発達の遅れが見られる子どもの早期発見、保育所と小学校の連携を進めている。障がい児、障がい児をもつ家庭に対する支援施策については、関係機関との連携を図り進めてきたが、継続して実施していくとともに周知・啓発にも取り組んでいく。

ウ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する相談、支援は随時行ってきたが、施策等に関する周知、情報提供については不十分であり、今後の検討課題である。

(3) 子育てしながら働きやすい環境づくり

① 保育サービス関連施策の充実

一時保育や延長保育の実施等サービスの充実を図ってきたが、未満児保育のニーズが増加し、施設や職員数の基準値により恒常的に満員に近い状態が続いてきた。保育所の統廃合について令和3年度に保護者へ意向調査を実施したところ、回答者の9割が統合に賛成であったため、現在事業を進めている。令和5年度の住民向けワークショップでの意見や、現場の職員からのニーズを踏まえ、今後の施設維持に関するランニングコスト等も考慮し、新たな保育所の設計を進めていく必要がある。

また、学童クラブにおいては、現場の職員を増員するなど、受入体制の強化を図った。保育所においても、サービスの充実のため、保育士の増員が必要となる。

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直し

仕事と子育ての両立支援のため、各種支援策のPR、企業の取組みへの支援を検討したが、具体的な活動には至っておらず、各企業での自発的な取り組みとなっている。

2. 地域の「協育力」の向上

(1) 子育てを地域社会全体で理解し支え合う環境づくり

① 子育てを支援する社会気運の醸成

子育てを地域社会全体で支えていく気運を醸成するための啓発、地域や企業における子育て支援の取組等のPRを計画したが、積極的な実施までには至らなかった。今後も継続しさらなる社会気運の醸成に向けて取り組む必要がある。

② 育児サークル・子育て支援ボランティア等の育成とネットワーク化の推進

子育て支援センターにおいて、平成21年より乳幼児の遊びの場としてさけっ子広場を設置し、子ども・保護者同士の交流・情報交換も含め実施してきた。しかし、保育ニーズの低年齢化（早期入所）が著しく、支援センターの継続利用数は減少している。現在の実施場所を移動し、新たな保育所に併設する計画だが、支援センターには子育て支援拠点としての機能が求められているため、育児相談等を中心とした機能強化を図る必要がある。

③ 子育てに関する相談・情報提供の充実

出生数の減少から同年代の子を持つ保護者が少なくなっているが、地域における切れ目ない妊娠・出産・育児支援の強化を図り、妊婦から乳幼児を持つ保護者が相談できる場として、子育て相談日、心理相談日等を実施し、育児に対する不安の軽減、専門職による相談体制の充実を図っており、今後も継続していく。また、母子健康手帳アプリ母子モを導入し、オンラインによる相談を取り入れ体制の拡充を図った。

④ 地域資源を活用した子どもの健全育成等の推進

放課後の子どもの居場所づくりとして放課後子ども教室を開催し、工作や自然体験活動、軽スポーツなど、地域の方を指導者として取り組んできた。また、中央公民館の体育室は、平日日中は無料開放しており、子ども達が集まって体を動かせる場として提供している。今後も地域資源のさらなる活用を検討しながら、継続した取り組みを行うことで、子どもの健全育成を進めていく。

(2) 子育てしやすい安全・安心な生活環境づくり

① 安心な生活環境の整備

学校においては、各関係機関との通学路点検や対策会議の開催、安全プログラムの作成などの体制が整備されており、継続して取り組んでいく。

安全な道路交通環境の整備としては、随時道路補修を行うとともに、冬期間においては交通確保のため除排雪等に取り組んできた。通学道が狭い場所などでは、抜本的な対策として道路拡幅が求められるが、他への影響の調査や、危険箇所等の点検を進めるとともに対策を総合的に検討していく必要がある。子育てしやすい住環境の整備として、住宅や住宅周辺の整備においては、子育て家庭に配慮した取り組みをしてきたが、村営住宅の空き情報の提供も含め継続して実施していく。

また、平成30年に多目的運動公園整備が完了し、子どもの遊び場としてキッズ広場も併設され、多くの子ども達が利用している。今後も、安心して子どもを遊ばせることのできる場所として定着化を図っていく。

② 子どもの安全の確保

交通安全の推進に関しては、通学路の安全点検や指導を行っている。また、交通安全専門指導員による交通安全教室の開催により指導・啓発を行っており、これらの取り組みを継続して行っていく。

保育所、小中学校の登下校についてはバスを活用し、安全推進に努めている。徒歩での通学者もいることから教員による指導など含めて、継続して実施していく。

子どもが犯罪に巻き込まれることのないように、学校では危機管理マニュアルを作成し教員・教育委員会の情報共有に努めるとともに、地域においては防犯啓発チラシの配布による防犯意識の向上を図ってきた。今後も犯罪防止の観点から継続した取り組みを実施していく必要がある。

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境づくり

① 学校等の教育環境の整備

ア 確かな学力向上、豊かな心や健やかな体の育成等

学力向上の取組としては、小中一貫による自学自習力の育成を目指し、専門家による研修会の充実による授業改善や、英語教育の推進と充実を図るため、英語講師を継続して配置してきた。相談体制の整備としては、教育指導員の配置、スクールカウンセラーの活用により、いじめ・不登校の防止が図られていることから、これらの取り組みは継続していくことが必要である。

修学支援としては、教育振興修学資金を活用し、家庭の経済状況に関わらず、多くの子どもに教育の機会が提供できるよう継続していくことが必要である。

また、食に関する正しい知識と食生活を推進するため、食育計画に基づいた教育・指導、さけまるくん栄養教室を実施しており、こちらも継続して取り組んでいく。

イ 信頼される学校づくり

行政・地域・保護者・関係機関の連携・協働により、地域に開かれた学校の創造に取り組んできた。今後も継続した取り組みを推進していく。

ウ 幼児教育の充実

幼児教育については、保護者のニーズや小学校へのスムーズな移行のため必要であり、今後の人材育成のためにも充実を図っていくことが重要である。令和4年度から実施している特別支援教育により、発達の遅れが見られる子どもの早期発見につながっているため、現場の職員の意識情勢、体制強化による早期支援を進めていきながら、今後も保育所、小学校の連携を強化していく。

② 社会教育・地域スポーツ環境の整備

ボランティアサークル、スポーツ少年団の育成を図ってきたが、少子化、社会情勢の変化とともに参加人員が減少傾向にある。地域住民、子ども、親子の交流の機会として、継続した支援を行っていく。また、地域スポーツの環境整備の推進については、「NPO法人さけがわ友遊クラブ」と連携し、多様なニーズにあわせた事業を展開し、多くの地域住民から参加いただいた。今後も地域住民が参加しやすい環境を整備するため、継続して取り組んでいく。

(4) 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

① 多様な就労の場の確保と就労の支援

多様な就労の場を確保するためには、企業等の理解や連携が不可欠であるが、十分に進んでいる状況ではない。今後も就労の場として企業はもとより、基幹産業である農業などあらゆる分野を模索していく必要がある。

県と連携した各種移住支援事業を展開したことによって、首都圏からの世帯での移住者が増加傾向にある。しかし、村としては空き家バンク含め住宅の提供に苦慮している状況であり、定住促進住宅の増設等も検討していく必要がある。

② 行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進

未婚化や晩婚化が進行している。近年はマッチングアプリ等のサービスが広く利用されており、最上地域として一帯となった婚活事業を展開しているが、参加者の募集にも苦慮している状況がある。未婚の若者に対する広報啓発等を行い、意識改革を図る必要がある。

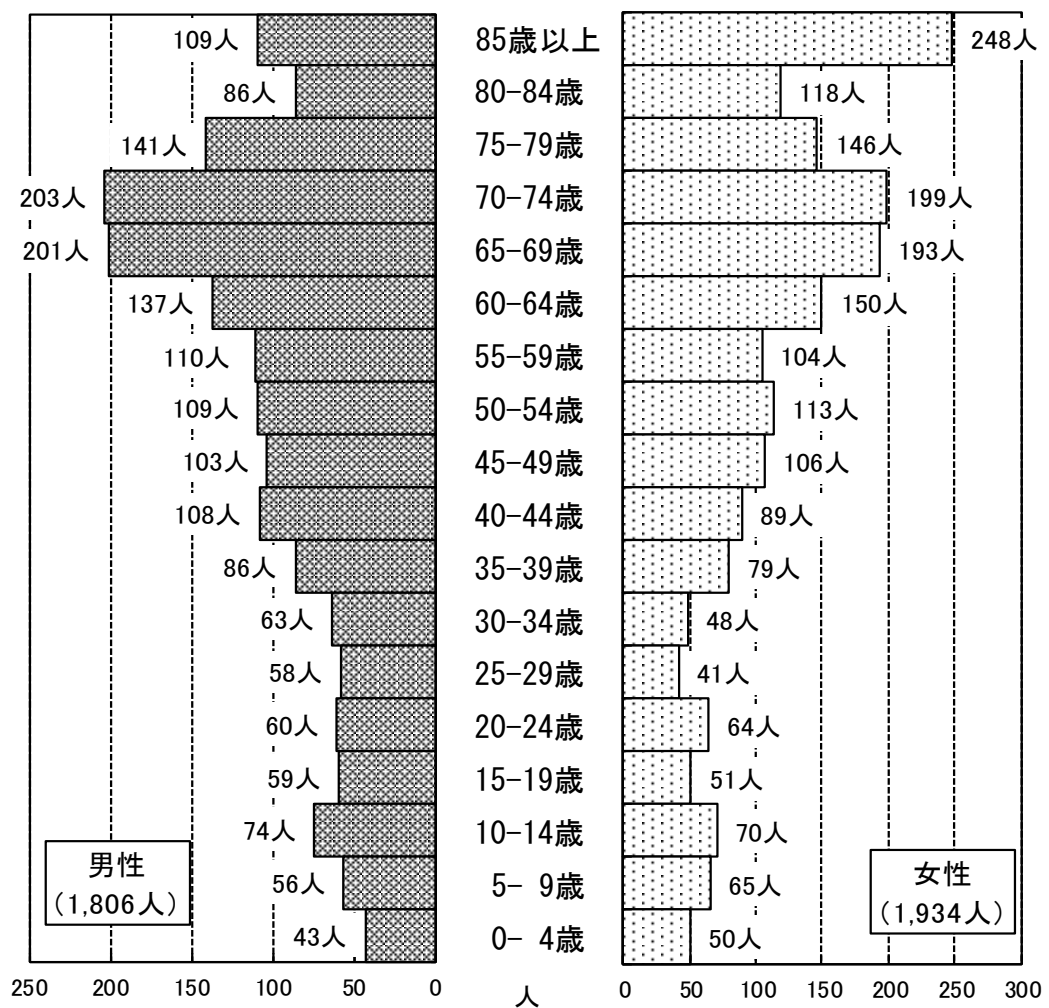
鮭川村の子ども・子育てを取り巻く現状（統計資料等）

1. 人口・世帯数の推移

(1) 人口構造

令和6年4月現在での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。

現状では、65歳以上の高齢者人口が多くなっています。その一方で、0-14歳の年少人口は少なく、0-4歳層が極端に少なくなっています。



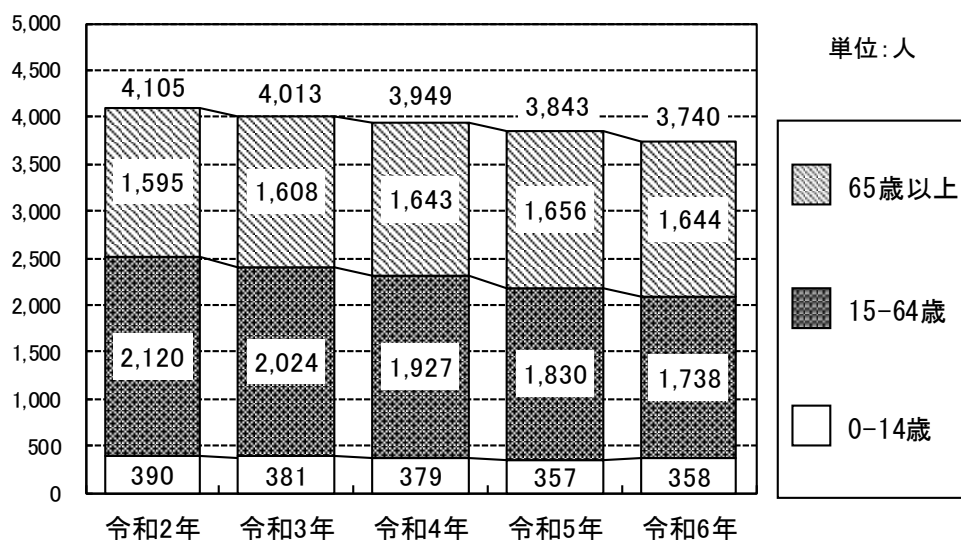
資料：住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

(2) 人口推移

①年齢3区分人口

本村の人口は、令和2年からの4年間で360人余りが減少し、令和6年4月1日現在の人口は3,740人となっています。

年齢3区分人口をみると、生産年齢人口（15-64歳）は減少傾向で、年少人口（0-14歳）と高齢者人口（65歳以上）はほぼ横ばいで推移しています。

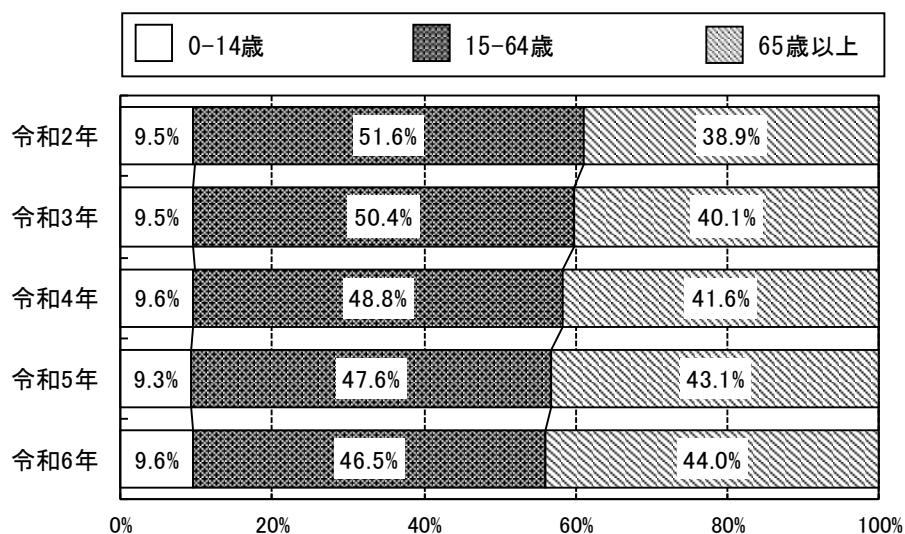


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

②人口構成比

年齢3区分人口構成では、年少人口（0-14歳）が同程度に推移、生産年齢人口（15-64歳）の割合が減少傾向、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加傾向にあり、高齢化の進行がうかがえます。

令和6年4月1日現在では、年少人口9.6%、生産年齢人口46.5%、高齢者人口44.0%となっています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 世帯数

世帯数は減少傾向で推移しており、令和2年の一般世帯数は1,191世帯となっています。核家族世帯や単独世帯が増加傾向にあり、令和2年における核家族世帯の一般世帯に占める割合は、42.5%となっています。

また、6歳未満親族のいる世帯数、18歳未満親族のいる世帯数は減少傾向にあります。三世帯世帯の割合は年々減少しているものの、令和2年度は県内1位となっています。

◆世帯数の推移

	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	1,276 世帯	1,222 世帯	1,191 世帯
核家族世帯数 (対一般世帯数比)	432 世帯 33.9%	457 世帯 37.4%	506 世帯 42.5%
その他の親族世帯 (対一般世帯数比)	711 世帯 55.7%	584 世帯 47.8%	480 世帯 40.3%
非親族世帯 (対一般世帯数比)	7 世帯 0.5%	11 世帯 0.9%	7 世帯 0.6%
単独世帯数 (対一般世帯数比)	126 世帯 9.9%	170 世帯 13.9%	198 世帯 16.6%
再掲 三世帯世帯	547 世帯 42.9%	435 世帯 35.6%	345 世帯 29.0%

資料：国勢調査

◆児童のいる世帯の状況

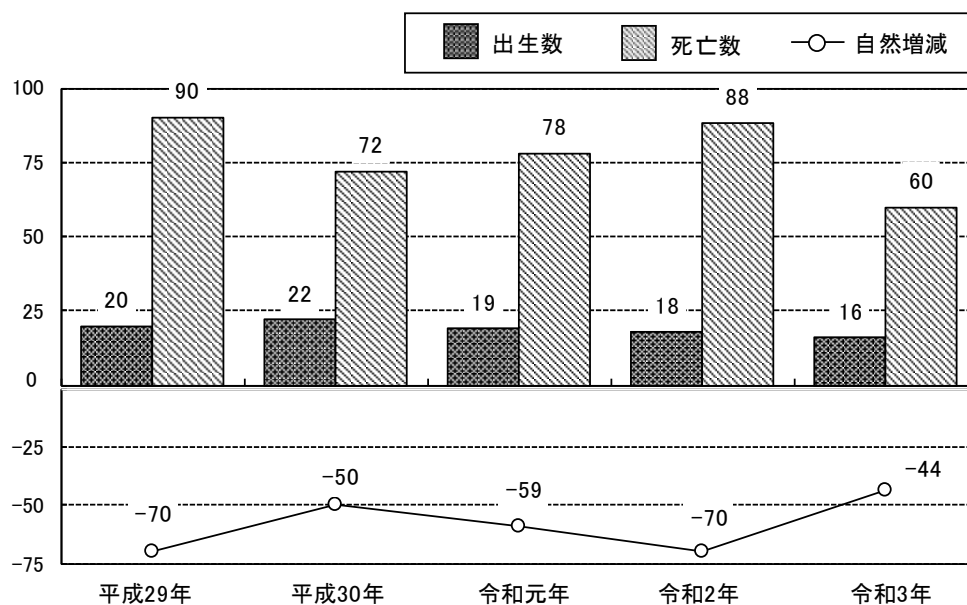
	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	1,276 世帯	1,222 世帯	1,191 世帯
一般世帯人員	4,788 人	4,214 人	3,806 人
6歳未満親族のいる一般世帯			
世帯数	116 世帯	110 世帯	107 世帯
世帯人員	743 人	700 人	614 人
6歳未満親族人員	149 人	159 人	133 人
18歳未満親族のいる一般世帯			
世帯数	405 世帯	331 世帯	271 世帯
世帯人員	2,282 人	1,862 人	1,513 人
18歳未満親族人員	705 人	579 人	478 人

資料：国勢調査

2. 出生の動向

(1) 自然動態

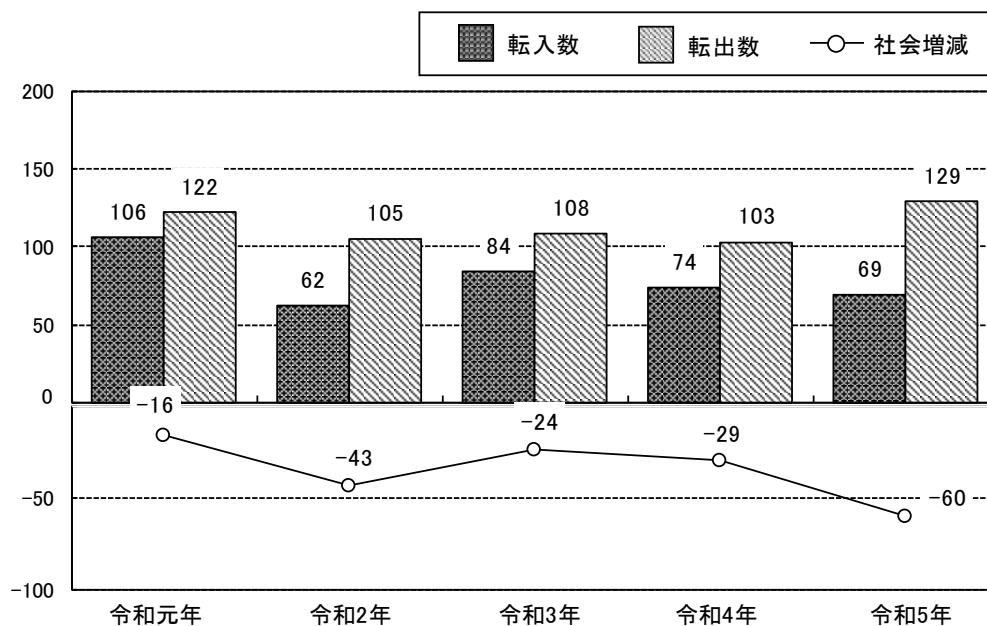
出生数と死亡数の推移は、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、平成29年と令和2における自然増減はマイナス70人となっています。



資料：保健福祉統計年報

(2) 社会動態

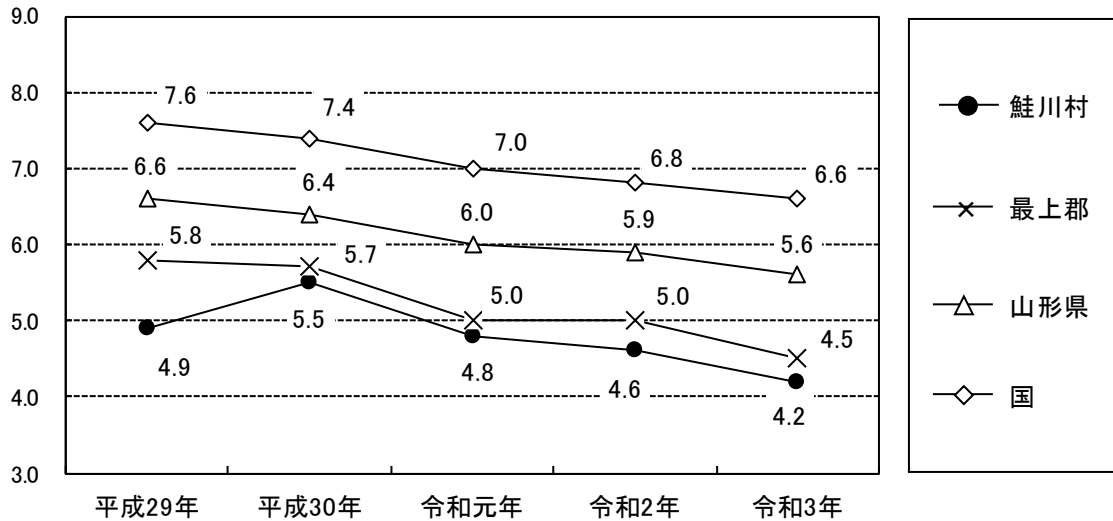
転入数と転出数の推移では、いずれの年も転出数が転入数を上回っており、令和5年における社会増減はマイナス60人となっています。



※各前年10月～当年9月資料 資料：山形県社会的移動人口調査結果報告書

(3) 出生率の推移

近年の出生率は、いずれの年も国、県及び最上郡の数値を下回っており、令和元年からは減少傾向にあります。令和3年では4.2となっています。

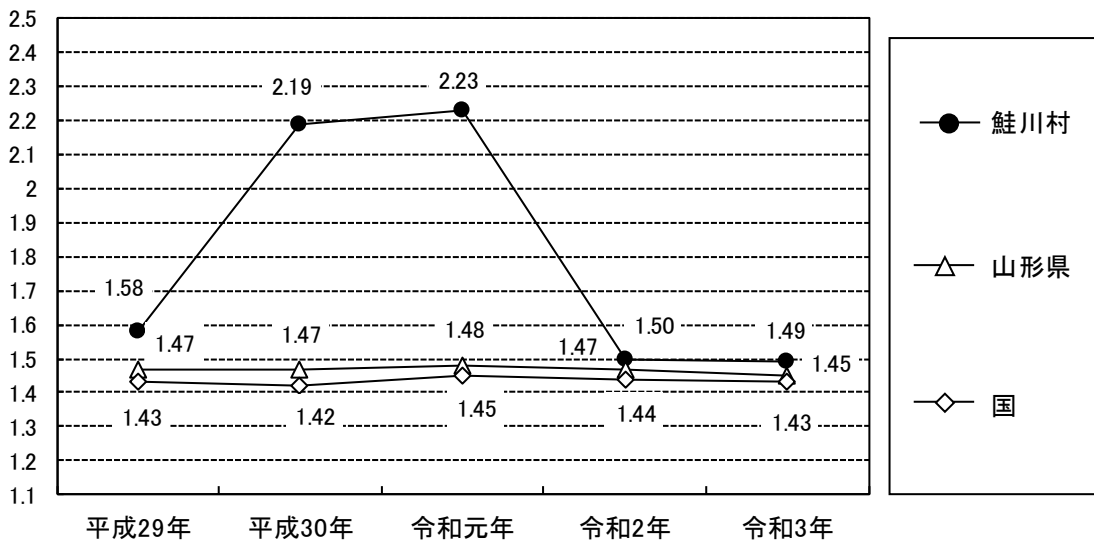


資料：保健福祉統計年報

出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に1,000をかけたものである(人口千人対)

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、いずれの年も国及び県の数値を僅かに上回っており、令和3年では1.49となっています。年による変動が大きく、平成30年と令和元年は高い数値となっています。



資料：保健福祉統計年報

合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

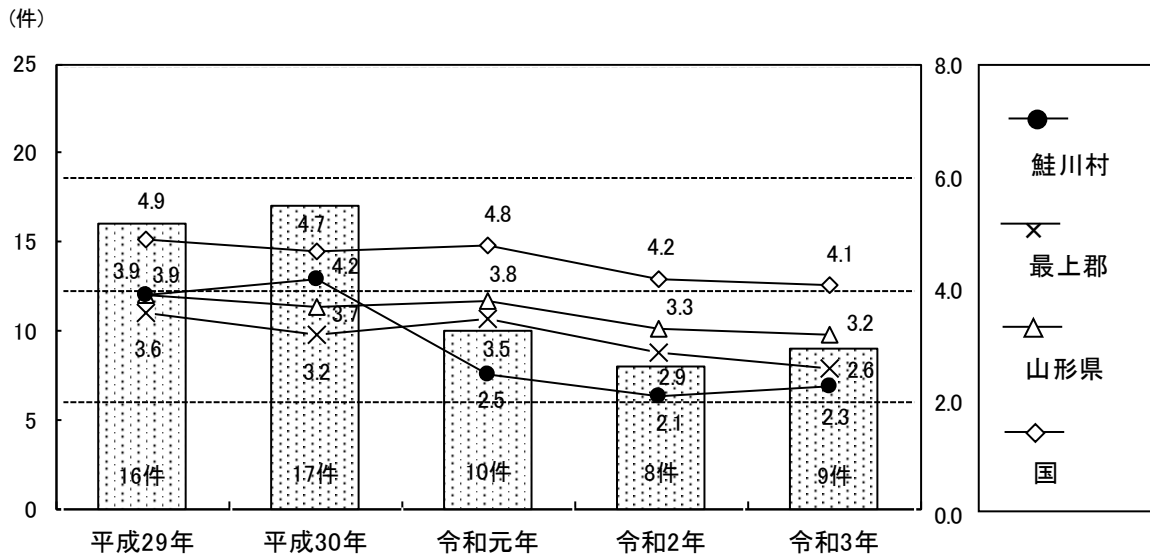
3. 婚姻・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

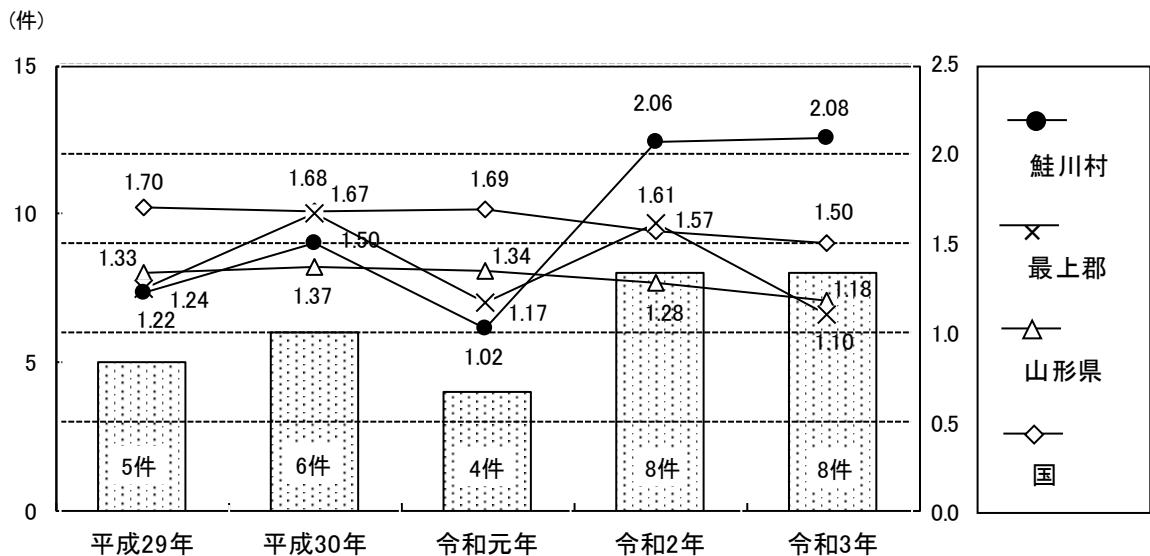
令和元年以降の婚姻件数は10件以下となっており、令和3年では8件となっています。婚姻率も、令和元年以降は国、県及び最上郡よりも下回っています。

一方、離婚件数は、令和2年と令和3年は8件となっており、離婚率では、国、県及び最上郡と比べ高くなっています。

◆婚姻件数・率

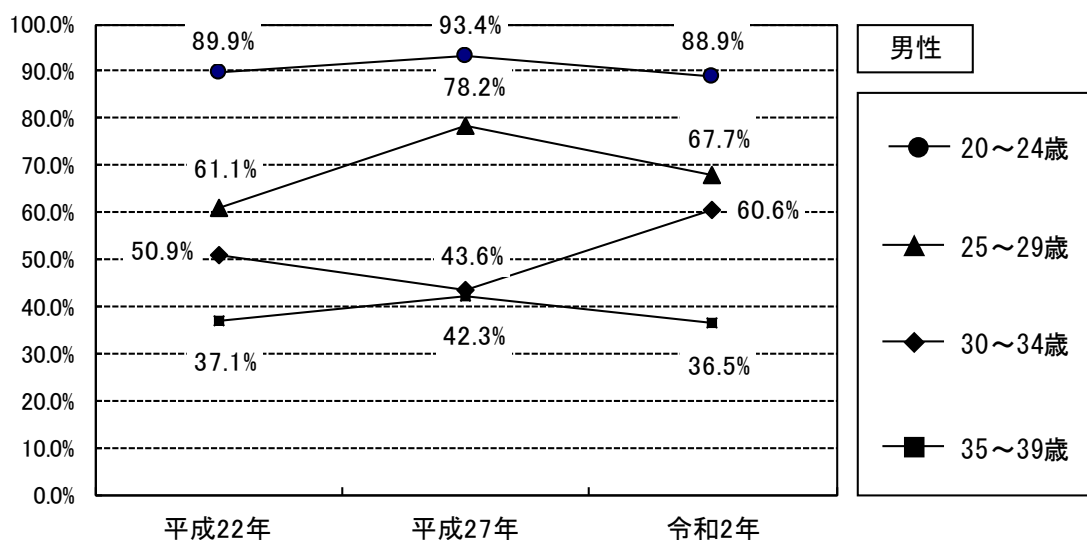


▼離婚件数・率

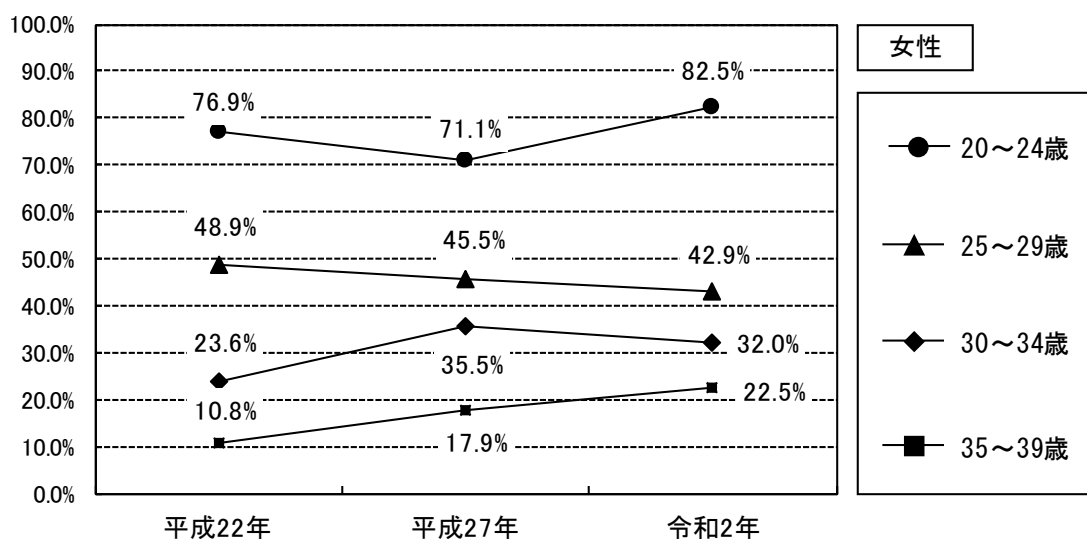


(2) 未婚率の推移

平成27年から令和2年にかけて、男性では30～34歳の世代では増加していますが、他の世代では減少しました。女性では20～24歳及び35～39歳の世代で未婚率が上昇しています。調査が5年間隔のため一概にいえませんが、25～29歳での結婚が多い状況がうかがえます。



資料：国勢調査

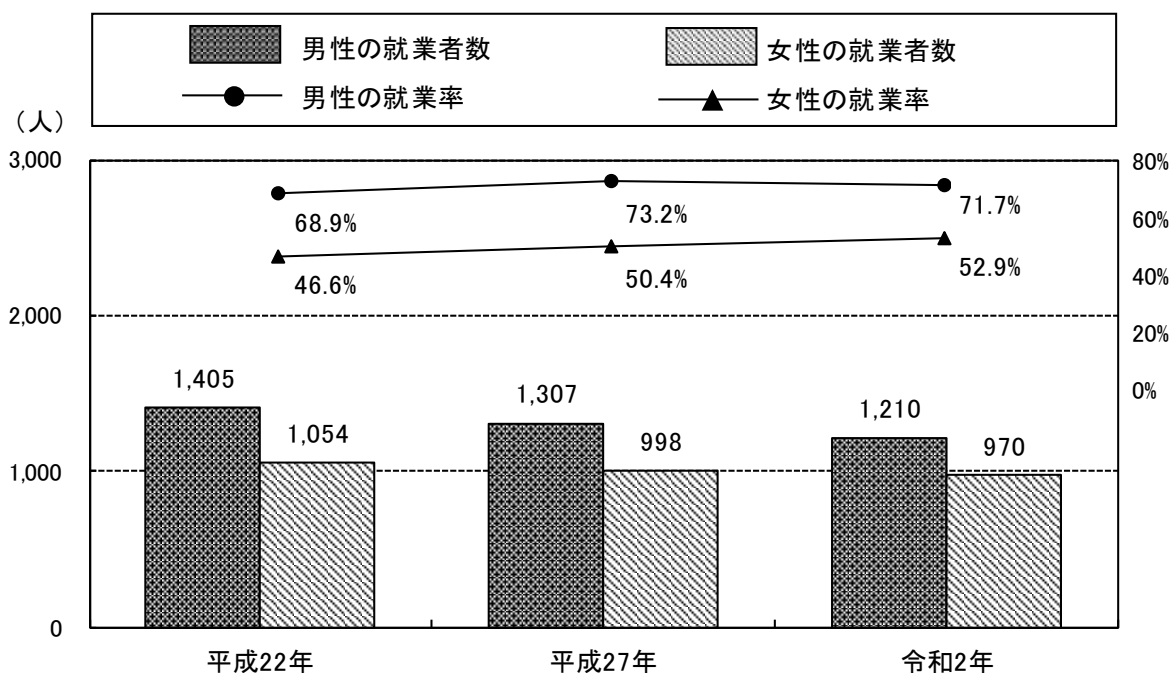


資料：国勢調査

4. 就労の状況

(1) 男女別就業状況

男女別にみた就労状況では、男性、女性ともに就業者数は毎回減少していますが、女性の就業率は毎回増加しており、ワーク・ライフ・バランスによる女性の社会進出が促進されている状況がうかがえます。



資料：国勢調査

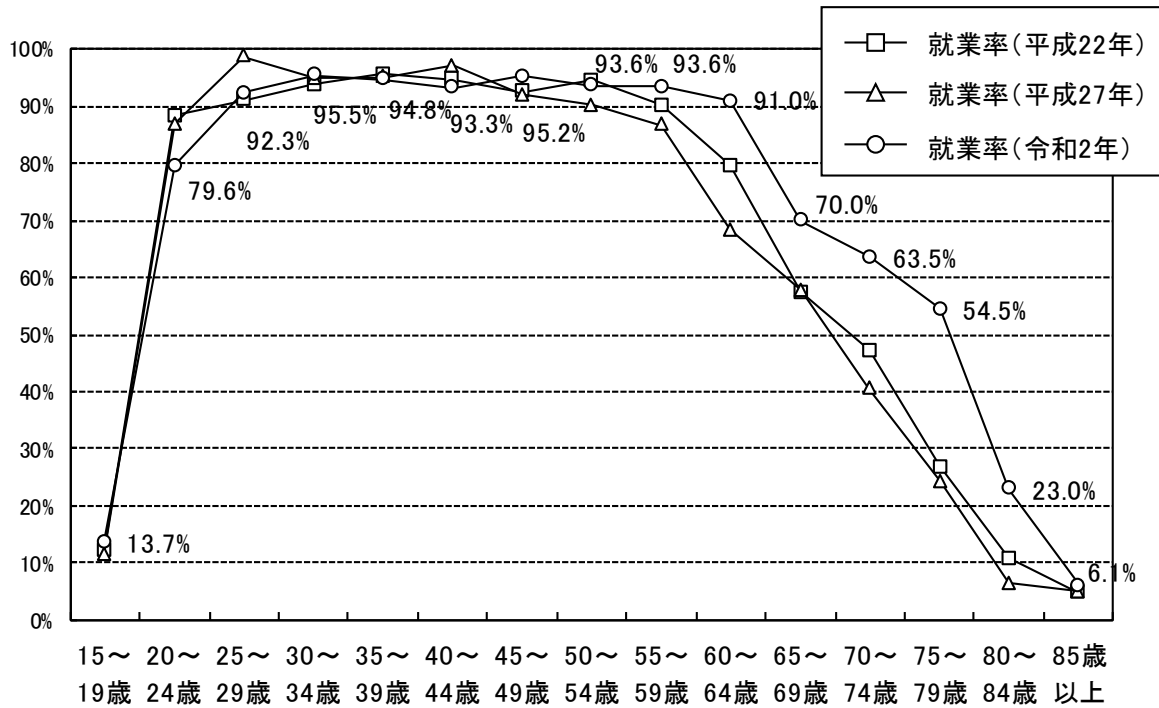
(2) 年齢別就業状況

男女それぞれの年齢別の就業率をみると、男性は25～59歳までは常に90%以上の就業率でしたが、女性は同年齢層で令和2年に大きく就業率が上昇しており、ワーク・ライフ・バランスによる女性の社会進出が促進されている状況がうかがえます。

また、男性では55～84歳まで、女性では50～64歳までの就業率が大きく増えており、就業年齢が長期化している状況もうかがえます。

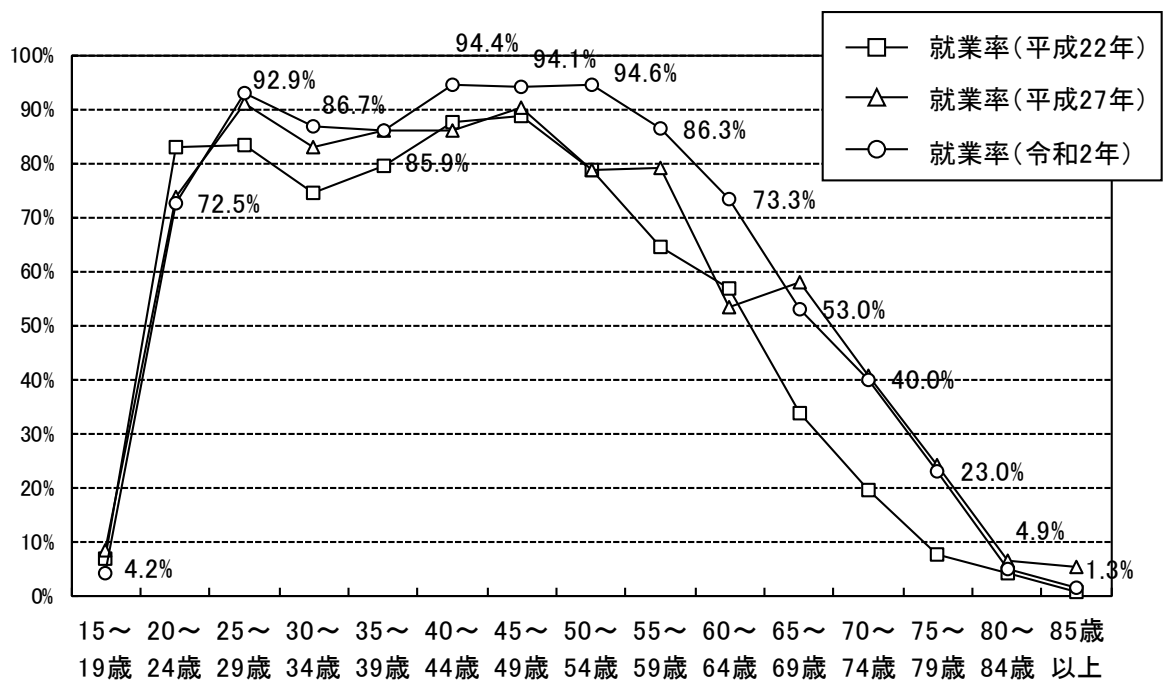
(グラフは次頁。就業率は令和2年のみ表示)

◆ 男性



資料：国勢調査

◆ 女性



資料：国勢調査

5. 教育・保育施設の状況

(1) 保育所の状況

村内の保育所については、公立保育所が2箇所あり、定員は160人となっています。

保育所入所児童数は、令和4年度以降は100人を割っています。しかし、満0～1歳児の入所（途中入所を含む）は毎年一定数あり、常に定員を満たしている状況にあります。

主な要因として、育児休暇明けにすぐ職場復帰する保護者が増えたことと、祖父母ともに就労している家庭が増えたことが考えられます。

◆村内保育所の状況の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所数（公立）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
定員	160人	160人	160人	160人	160人
入所児童数	115人	101人	89人	87人	86人
保育士数	19人	19人	19人	21人	21人

各年4月1日現在

資料：鮭川村 健康福祉課

◆各保育所の児童の在籍状況

保育所名	定員	在籍児童数							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
令和2年	鮭川保育所	80人	3人	5人	9人	11人	12人	11人	51人
	こまどり保育所	80人	1人	3人	12人	6人	23人	19人	64人
	計	160人	4人	8人	21人	17人	35人	30人	115人
令和3年	鮭川保育所	80人	0人	6人	4人	15人	10人	12人	47人
	こまどり保育所	80人	1人	7人	5人	13人	6人	22人	54人
	計	160人	1人	13人	9人	28人	16人	34人	101人
令和4年	鮭川保育所	80人	1人	7人	7人	8人	14人	10人	47人
	こまどり保育所	80人	0人	6人	9人	7人	13人	7人	42人
	計	160人	1人	13人	16人	15人	27人	17人	89人
令和5年	鮭川保育所	80人	1人	5人	7人	9人	8人	14人	44人
	こまどり保育所	80人	0人	6人	8人	11人	7人	11人	43人
	計	160人	1人	11人	15人	20人	15人	25人	87人
令和6年	鮭川保育所	80人	1人	7人	5人	9人	10人	8人	40人
	こまどり保育所	80人	0人	8人	8人	12人	11人	7人	46人
	計	160人	1人	15人	13人	21人	21人	15人	86人

各年4月1日現在

資料：鮭川村 健康福祉課

(2) 小学校の状況

村内の小学校は、5小学校の統廃合により平成23年度から1校になっています。児童数は年々減少傾向で推移し、令和6年度では161人となっています。

また、各学年の学級の他、個別な支援を要する子どものための「特別支援学級」を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
本 校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
分 校	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校
学 級 数	9 学級	9 学級	8 学級	10 学級	10 学級
児 童 数	169 人	179 人	191 人	165 人	161 人
男	95 人	98 人	100 人	86 人	77 人
女	74 人	81 人	91 人	79 人	84 人
第1学年	32 人	29 人	36 人	16 人	24 人
第2学年	27 人	33 人	30 人	35 人	16 人
第3学年	31 人	27 人	33 人	28 人	36 人
第4学年	33 人	32 人	26 人	30 人	28 人
第5学年	23 人	34 人	32 人	25 人	31 人
第6学年	23 人	24 人	34 人	31 人	26 人

各年度5月1日現在

資料：学校基本調査結果

(3) 中学校の状況

村内の中学校は、2中学校の統廃合により平成18年度から1校になっています。

小学校同様、各学年の学級の他、個別な支援を要する子どものための「特別支援学級」を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
本 校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
分 校	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校
学 級 数	3 学級	5 学級	5 学級	5 学級	5 学級
児 童 数	71 人	72 人	72 人	78 人	89 人
男	40 人	41 人	36 人	41 人	47 人
女	31 人	31 人	36 人	37 人	42 人
第1学年	27 人	22 人	24 人	33 人	31 人
第2学年	23 人	27 人	21 人	24 人	33 人
第3学年	21 人	23 人	27 人	21 人	25 人

各年度5月1日現在

資料：学校基本調査結果